

日本陸軍の秘密戦器材 -防諜器材・諜報器材・謀略器材・宣伝器材の実態-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学平和教育登戸研究所資料館 公開日: 2020-11-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松野, 誠也 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/21295

特別寄稿 論文

日本陸軍の秘密戦器材 —防諜器材・諜報器材・謀略器材・宣伝器材の実態—

松野 誠也

博士（史学）・明治学院大学国際平和研究所研究員

はじめに

元第九陸軍技術研究所（登戸研究所）長・篠田 籙^{りょう}元中将と同元所員・伴繁雄^{ばん}元技術少佐による戦後の手記には、登戸研究所が研究・開発した秘密戦器材は次に示す〈防諜器材〉・〈諜報器材〉・〈謀略器材〉・〈宣伝器材〉に大別され、これらは基礎研究と実用試験を完了し、現地に適合する偽装方法を施して使用に供したとの記載がある⁽¹⁾。

- ① 防諜器材：憲兵や特殊防諜機関が使用するもので、スパイの検挙、暗号、隠語、迷彩、偽装、重要書類や地図の秘匿、安全金庫、防盜などに用いる器材。
- ② 諜報器材：無線傍受、電信電話の盗聴録音、暗号解読、信書の開封と還元、秘密インキなどの科学的秘密通信法に用いる器材。望遠写真機・水中写真機・夜間写真機なども含まれる。
- ③ 謀略器材：爆破、殺傷、焼夷（放火）、細菌、毒物、偽騙^{ぎへん}、潜行、連絡などに用いる器材（目的と対象により、集団謀略用と個人謀略用に区別される）のほか、細菌謀略資材や経済謀略なども含まれる。
- ④ 宣伝器材：宣伝用自動車（せ号車）、せ弾投射機、宣伝用噴進弾（ロケット弾）、宣伝用火火、宣伝用アドバルーン。

これらの秘密戦器材の研究・開発は、登戸研究所における主要な研究テーマであったにも関わらず、具体的にどのようなものが存在したのか、そして、それらがいつから製造・配備・使用されたのかについては、実証的な実態解明がほとんど行われていない状況にある。

そこで本稿では、筆者による新資料発掘の成果を踏まえ、1941年6月に陸軍技術本部第九研究所（登戸研究所）が創設されるよりも前の時期＝陸軍科学研究所時代を中心とした秘密戦器材の研究・開発の経緯を検討したうえで、いつ、どのような〈防諜器材〉・〈諜報器材〉・〈謀略器材〉・〈宣伝器材〉が誕生したのかを具体的に明らかにするとともに、それらの製造や出先軍への交付（配備）などの実態を示す特徴的な事例を分析することにした。また、これらにおいて陸軍中央と陸軍科学研究所が果たした役割や、陸軍科学研究所の研究担当部署とその規

模を具体的に明らかにする。さらに、これらを踏まえ、秘密戦器材の研究・開発に関する時期区分を提示する。以上の検討は、秘密戦器材の実態を検討していくうえで必要となる基礎的作業であるのと同時に、登戸研究所のいわば「前史」を実証的に明らかにするものである。

また、本稿では、資料的な制約と紙幅の関係で、秘密戦器材の使用の実態については割愛することとした。この点については今後の課題としたい。以下、資料の引用や掲載にあたっては、読みやすさを考え、適宜、旧漢字を新漢字に改め、漢字にはルビを付し、改行位置を変更している。さらに、〔 〕は筆者による補足を、□は判読できなかった文字を示す。なお、資料1～資料3は本稿の最後に掲載している。

1. 〈防諜器材〉・〈諜報器材〉の研究・開発と送付

1937年11月、陸軍科学研究所の登戸実験場が神奈川県橋樹郡生田村（当時）に創設された。登戸実験場は、「特殊技術本来ノ特性ト陸軍科学研究所ノ特性トヲ顧慮シ科学ノ求知ノ領域ヲ開拓シテ奇襲戦力大ナル新兵器ヲ創造スル新研究ニ重点ヲ指向スルニ決」したために陸軍科学研究所長の直轄研究機関として新設されたものである⁽²⁾。そこでは、く号研究（^{くわいりき}怪力電波＝いわゆる殺人光線）・大型真空管製作研究・ち号研究（超短波標定機＝レーダー）などの研究が行われ、1937年12月13日の登戸実験場発足時は人員18名だったが、1938年4月30日、ドイツから帰国した草場^{すえき}季喜工兵少佐が実験場長に着任した時には60名ほどに増員されたという⁽³⁾。

登戸実験場では秘密戦器材の研究・開発は行われなかったと思われるが、1939年に出張所へ昇格すると状況が変化する。すなわち、同年8月4日公布の「勅令第五百三十四号 陸軍科学研究所令中改正ノ件」により、陸軍科学研究所令第2条に「陸軍大臣ハ必要ニ応ジ陸軍科学研究所ノ出張所ヲ置クコトヲ得」を加えるとともに、同3条に出張所長は陸軍科学研究所員を充てることが加えられた⁽⁴⁾。そのうえで、同年9月16日付けの陸軍大臣・畑俊六大将による「陸密第一五七〇号 陸軍科学研究所出張所ノ名称及位置ニ関スル件達」によって、当該出張所の名称を「陸軍科学研究所登戸出張所」とすること、担当業務を「特殊電波ノ研究ニ関スル事項」と「特種科学材料ノ研究ニ関スル事項」とすることが関係陸軍部隊に令達された⁽⁵⁾。うち、秘密戦器材は「特種科学材料ノ研究ニ関スル事項」に含まれる。

以上のことから、陸軍科学研究所登戸出張所を設置するためには昭和天皇の勅令により陸軍科学研究所令の改定が必要だったこと、その設置に関する決裁文書の起案は、陸軍科学研究所を隷下に置いた陸軍技術本部ではなく、陸軍省軍務局軍事課が行っていることから、陸軍科学研究所登戸出張所（以下、登戸出張所という）の設置は陸軍省の主導による特別な措置だった

ことがわかる。なお、陸軍科学研究所令の改定に際して、昭和天皇の^{いんざい}允裁（裁可）を得るために陸軍がどのような説明をしたのかは不明だが、後述するように、昭和天皇は1935年に陸軍科学研究所で〈諜報器材〉を見学しているので、秘密戦について一定の認識があったと思われる。

だが、秘密戦器材の研究・開発と交付（配備）は、登戸出張所が設置されるよりも前から取り組まれていた。まず、この点から検討してみよう。陸軍における秘密戦器材の研究・開発は、1927年4月、陸軍科学研究所第二部にそれを担当する研究室が設置されたことから始まったとされる⁽⁶⁾。伴元技術少佐は、その研究室は「秘密戦資材研究室」といい、研究主任は篠田鎌工兵大尉（当時）で、当初の人員は、助手の伴氏と研究員2名を加えた計4名に過ぎなかったと記している⁽⁷⁾。

篠田工兵大尉は、1928年4月10日、東京地方裁判所から陸軍省にたいして秘密インキによる記載の有無についての鑑定人選定依頼がなされた時、谷喜一郎砲兵大佐とともにこれに選定された⁽⁸⁾。篠田工兵大尉らがどのような鑑定結果を出したのかは不明だが、彼はすでにこのころから陸軍のなかで秘密戦研究の専門家として頭角をあらわしていたことや、秘密インキに関する知見を有していたことがわかる。その後、篠田工兵大尉は、「軍事研究ノ為」、1929年12月2日に日本を出発し、2年間（往復の期間を含まず）英国に駐在することが決定された⁽⁹⁾。

一方、参謀本部は、1928年2月に「諜報宣伝勤務指針」を定めたが、そこでは、陸軍における「諜報中枢機関」は、平時は参謀本部を主体とすることとし（戦時は大本営内の陸軍情報部が担当し、統帥に必要となる情報の収集、整理、宣伝、謀略、保安勤務の計画・指導にあたる）、「諜報勤務」については、「敵ニ関スル情報ハ戦争ニ於ケル凡百ノ^{ほんびやく}観念並行動ノ基礎」であるとして平時から「獲タル情報ニ基キテ国軍戦争準備ノ完成ヲ期シ」、戦時においてはこれによって戦争指導や作戦指導のよりどころを得るものとしたうえで、「平戦両時ヲ通シ兵力若ハ戦闘器材ノ使用ニ依ルコトナク爾他ノ公明ナル手段若ハ隠密ナル方法ニ依リテ実施スル情報勤務ハ是ヲ諜報勤務ト称ス」と定義している⁽¹⁰⁾。また、ここで注目されるのは、「諜報勤務ニ於テ科学ノ^{いよいよ}応用近時愈々巧妙ナルニ対応シ之カ取締ノ為ニモ其必要益々大ナリ」としたうえで、その主要なものとして、①暗号解読、②「写真術ノ応用」、③「特種『インキ』、封印等ノ対策 特種『インキ』ニ関スル研究及封筒、封印等ノ隠密開封若ハ封内透視等ノ為ノ科学的手段研究ヲ深厚ニス」、④無線通信の窃聴を挙げており、1928年の段階で秘密戦器材について「科学ノ応用」に注目しているという点である⁽¹¹⁾。「諜報宣伝勤務指針」は、参謀本部が秘密戦に関する指針や定義を定めた基本方針であり、以後、これに基づいて秘密戦器材の研究・開発が推進されたと考えられる。

そして、帰国した篠田工兵少佐は、再編された陸軍科学研究所第一部（旧第二部）に戻り、1933年2月17日付で参謀本部付に兼補されたが⁽¹²⁾、これは上述の指針に基づき、参謀本部における「諜報勤務」を強化するための措置ではないだろうか。また、同年、篠田工兵少佐は「陸

軍と特殊塗料」と題して迷彩などによる偽装について講演しているほか⁽¹³⁾、1934年3月26日付けで、博士論文「纖維素『エステル』及其の塗料の研究」により東京帝国大学から博士号(工学)を取得した⁽¹⁴⁾。その後、1936年までの間に学術論文を次々と発表しているが⁽¹⁵⁾、これらは基礎研究の成果のうち、公にしても差支えないものをまとめたものと思われる。伴元技術少佐は、熱が加わると一瞬のうちに燃え尽きる秘密通信用紙の開発について、「科研に入所してまもなく、私は大尉時代の篠田所長の学位論文研究の助手となったが、これはその研究を応用したものであった」と記しているが⁽¹⁶⁾、篠田工兵少佐は軍人であったことから、彼が執筆した学術論文や博士論文は軍事研究が主目的であったと考えるのが自然なように思われる。

それでは、陸軍科学研究所第一部における秘密戦器材の研究・開発は、どこが担当していたのであろうか。篠田工兵中佐と伴員(当時)が所属したのは、記録が残る1934年10月以降は、篠田工兵中佐を長とする陸軍科学研究所第一部第五班であったことを確認することができる。同班は、後述するように「科学工芸ニ関スル事項」の研究を担当しており、秘密戦器材の研究・開発はその一部に含まれていた。第五班の人数の変遷は表1のとおりだが、出典となる各年度の「第一部編成表」によれば、第一部には第一班から第六班まで存在し、第五班以外に篠田工兵中佐の名前はなく、伴元技術少佐も一貫して第五班の甲員(判任官)と記されている(他班の兼務はない)。だが、伴元技術少佐が記す「秘密戦資材研究室」はみられないことから、公式的には、1934年10月以降はそのような名称の室は存在しなかったことがわかる。

そして、1934年度からは、陸軍省が秘密戦器材を重要視し、開戦時には速やかにその研究を終えるようにと指定するようになった。すなわち、陸軍省は、1933年12月19日、「昭和九年度陸軍軍需動員計画令」を定め、戦時に緊急完了を要する研究や審査について、陸軍技術本部には30項目を指定したが、そのなかに「科学防諜器材」と「特殊写真器材」が含まれている⁽¹⁷⁾。さらに、陸軍省は、1934年11月24日に定めた「昭和十年度陸軍軍需動員計画令」では、戦時に緊急完了を要する研究や審査について、陸軍技術本部には25項目を指定したが、そのなかには「科学防諜器材」と「特殊写真器材」に加えて新たに「理化学的特殊兵器」が追加され⁽¹⁸⁾、「昭和十一年度陸軍軍需動員計画令」もこれと同様であった⁽¹⁹⁾。

「科学防諜器材」とは「諜報勤務用器材」を指し、「理化学的特殊兵器」とは、む号装置(無線操縦)・ほ号装置(無線妨害)・ふ号装置(和紙製気球)・と号装置(電気投擲砲)・こ号装置(光電装置)・す号装置(水中音波利用装置)・く号装置(怪力光線)・ろ号装置(ロケット砲)・せ号装置(宣伝器材)などを指す⁽²⁰⁾。後述するように、これら各装置のうち、秘密戦器材に該当するものはふ号装置=和紙製気球とせ号装置=〈宣伝器材〉である。さらに、「特殊写真器材」は〈諜報器材〉に該当すると思われる。これら陸軍軍需動員計画令における指定は、秘密戦器材の研究・開発が陸軍省の主導によって計画的に進められていたことを示すものである。

表1 篠田工兵中佐を班長とする陸軍科学研究所第一部第五班および同第二部第四班の人数変遷

時期	組織名	高等官	判任官	甲雇員	乙雇員	傭人・ 工員	合計
① 1934年10月 1日現在	陸軍科学研究所 第一部第五班 (班長・篠田鏝 工兵中佐)	3名(篠田工兵中佐のほか、技師、歩兵大尉各1名)	3名 (うち、 ^{きて} 技手2名)	11名	5名	記載なし	22名
② 1935年4月 1日現在		4名(篠田工兵中佐のほか、砲兵大尉、技師、歩兵少佐各1名)	3名 (うち、技手2名)	13名	6名	記載なし	26名
③ 1935年8月 26日現在		5名(篠田工兵中佐のほか、砲兵大尉、歩兵少佐各1名、技師2名)	3名 (うち、技手2名)	14名	6名	記載なし	28名
④ 1936年8月 1日現在		5名(篠田工兵中佐のほか、砲兵大尉、歩兵少佐各1名、技師2名)	3名 (うち、技手2名)	16名	6名	記載なし	30名
⑤ 1937年4月 1日現在	陸軍科学研究所 第二部第四班 (班長・篠田鏝 工兵中佐)	7名(篠田工兵中佐のほか、砲兵大尉、歩兵少佐各1名、技師4名)	3名 (うち、技手2名)	16名	7名	工員4名	37名
⑥ 1937年8月 20日現在		7名(篠田工兵中佐のほか、砲兵大尉、歩兵少佐各1名、技師4名)	4名 (技術准尉1名、技手3名)	14名	6名	工員4名	35名
⑦ 1938年4月 15日現在		7名(篠田工兵大佐のほか、砲兵大尉、歩兵中佐各1名、技師4名)	7名 (技術准尉1名、技手6名)	10名	6名	傭人1名・ 工員10名	41名

出典：①「第一部編成表」(1934年10月1日調)，②「第一部編成表」(1935年4月1日調)，③「第一部編成表」(1935年8月26日調)，④「第一部編成表」(1936年8月1日調)，⑤「第二部編成表」(1937年4月1日調)，⑥「第二部編成表」(1937年8月20日調)，⑦「第二部編成表」(1938年4月15日調)より作成。いずれも陸軍科学研究所『陸軍科学研究所歴史 卷之三』(1933年度～1937年度)所収。防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵。

こうして、1935年になると、陸軍科学研究所は具体的な〈諜報器材〉を試作する段階まで到達する。すなわち、1935年10月3日に昭和天皇は陸軍科学研究所構内と戸山原練兵場をぎょうこう行幸し、陸軍技術本部、陸軍科学研究所、陸軍軍医学校、陸軍獣医学校などが開発した新兵器や資材を視察した。このとき「試製諜報勤務材料」として、秘密インキ、「写真術応用ニ依ル秘密文書ノ発見」、「特殊封筒」、「諜者用写真機」を展示することが計画され、これらについて次のように説明する案が作成されている⁽²¹⁾。

此処ニ御座リマスモノハ平戦両時ニ亘リ国内及外国ニ於キマシテ諜報勤務ノ為ニ使用致シマスル諸材料ノ代表的ノモノデ御座リマス

之ハ秘密「インキ」及其使用法ヲ示シマシタル一例デ御座リマシテ、上段ハ秘密「インキ」及現出液、中段ハ使用法ヲ示シマシタルモノデ普通通信文ノ間ニ此秘密「インキ」デ秘密通信文ヲ記載致シマシタルモノ、下段ハ其秘密通信文ヲ現出液ヲ以テ現出致シマシタルモノデ御座リマス、次ハ絵葉書ヲ秘密通信ニ利用致シマシタル一例デ御座リマス

次ハ写真術ヲ応用致シマシテ封筒内ノ通信文ヲ直接判読致シマスル一例デ御座リマシテ封筒ノ表面カラ直接赤外写真ヲ撮リマシテ判読スルノデ御座リマス

次ハ特殊封筒デ御座リマス

此封筒ハ秘密通信文ノ郵送途中容易ニ開封セラレズ且一度開封セラレタルモノハ如何ニ巧妙ナル手段ヲ講ズルモ還元並擬造ヲ許サザル如ク致シマシタルモノデ御座リマス、次ハ諜者用極小写真機デ御座リマス

陸軍技術本部による天覧資材目録には、「特殊兵器」のなかに「諜報勤務用材料」が存在するので⁽²²⁾、昭和天皇にたいして上記の説明が行われたものと思われる⁽²³⁾。陸軍科学研究所は、この「新軍需資材」の「天覧」について、「是空前ノ盛事ニシテ職ヲ技術部隊ニ奉スル者ノ感佩措ク能ハサル所、特ニ親シク鳳駕〔天皇の車〕ヲ迎へ奉リシ当所職員以下一層ノ感奮禁シ難キ所ナリ」⁽²⁴⁾と記している。篠田工兵中佐らも自らが開発した〈諜報器材〉が「天覧」に浴したことを光栄に感じたのではないだろうか。

そして、1936年10月24日、陸軍大臣・寺内寿一大将は、陸軍科学研究所事務分掌規程を改正し、「科学工芸ニ関スル事項」を第一部から化学兵器の研究・開発を担当する第二部に移すことを決定した⁽²⁵⁾。これにより、1936年11月から陸軍科学研究所は次とおりとなった⁽²⁶⁾。なお、第一部第二班の「電磁兵器」は、正しくは電波兵器と思われる。

第一部

第一班 庶務、工場

第二班 電磁兵器ニ関スル研究

第三班 光学兵器ニ関スル研究

第四班 金属材料、機械及特殊投射兵器ニ関スル研究

第五班 音響及電磁兵器ニ関スル研究

第二部

第一班 庶務及各班共通ニ関スル研究

第二班 化学兵器運用ニ関スル研究

第三班 防護ニ関スル研究

第四班 化学工芸ニ関スル研究

第五班 医学的中毒ニ関スル研究

こうして、篠田工兵中佐を班長とする陸軍科学研究所第一部第五班は同第二部第四班となったが、この班はどのような研究を担当していたのであろうか。1936年における陸軍科学研究所第二部の調査研究は化学兵器関係と「化学工芸関係」に大別され、後者では32項目の研究事項が挙げられているが、その三番目に「所命令」による「諜報勤務用材料」があり、この調査研究要旨には「諜報及防諜勤務用資材ノ創製調査及応用法ニ就キ研究ス」とあり、当該研究は1932年度から着手して「部分的完了ノ都度報告ヲ提出シ累次研究続行」していると記され

ている⁽²⁷⁾。この記載から、陸軍科学研究所第一部第五班のち第二部第四班が「化学工芸」の一環として秘密戦器材の研究・開発をおこなっていたことや、1936年の段階では〈諜報器材〉と〈防諜器材〉を研究・開発していたことがわかる。

それでは、当時、どのような秘密戦器材の研究・開発がおこなわれていたのであろうか。資料を確認すると、関東軍の要望に基づいて〈防諜器材〉が交付されていることがわかる。以下、三つの事例を検討してみよう。

第一に、関東軍は、1936年12月23日と1937年1月25日の二回にわたって、それぞれ、「防諜器材」（携帯用紫外線鑑識器10台・懐中電灯用紫外線フィルター14枚・封書透写用取枠3個・封蝟加熱器4台・窃話マイクロフォン2台・九三式窃話機1台）の交付を陸軍省に要望し、陸軍省は、1937年1月14日と2月9日にこれらを認可・支給すると回答している⁽²⁸⁾。当時、陸軍は、こうした器材や九三式窃話機（戦場で有線電話を盗聴する機械）を〈防諜器材〉に使用していたことがわかる。

第二に、1937年4月7日、関東軍参謀長・東條英機中将は、陸軍次官・梅津美治郎中将にたいして20品目にわたる「防諜器材」の交付を要請し、これにたいして陸軍省副官は、6月15日、窃話マイクロフォン1台・不可視インキ検出器具11台・特殊開包器具9台・封筒透写用取枠9個・封蝟加熱器7台・開封刀その他一式11組の交付を決定したこと、青写真焼付器（電気用）11台・指紋検出器4台・特殊開鍵器具4台・有線電話窃取装置15台・秘密携帯写真機2台は「研究完成後改メテ交付」すること、その他は関東軍の予算で整備するよう東條関東軍参謀長へ通牒している⁽²⁹⁾。このことから、「研究完成後改メテ交付」する〈防諜器材〉は、陸軍科学研究所においてまだ実用化されていなかったことがわかる。

第三に、1937年10月12日、東條関東軍参謀長は、「^マ化学的防諜促進」のため、①あらゆる種類の秘密インキの検出と複写、②あらゆる種類の封筒用の^{こうちやく}膠着剤・封蝟の検定と模造、③「其ノ他間諜用化学ノ研究」の研究資材を整備したいので必要となる経費を令達してほしいと梅津陸軍次官に照会した⁽³⁰⁾。これに陸軍省はなかなか回答しなかったようで、東條関東軍参謀長は11月10日に送った電報で「科学的防諜研究資材整備方ノ件至急^{せんぎ}詮議セラレ度^{たし}」と督促し、梅津陸軍次官は12月1日になってこの件は「^{せんぎ}詮議セラレサル」と回答したが、その際「本件研究ハ現ニ科学研究所ニ於テ研究中ニモノニ付^{つき}其ノ成果ヲ利用セラレ度」と申し添えている。

以上の三つの事例は、1936年から1937年にかけて、関東軍からの要請を受けて、陸軍科学研究所において〈防諜器材〉の研究・開発が行われていたことを示すものである。

そして、1937年7月に日中全面戦争がはじまると、秘密戦に関する機密保持が強化されるとともに、秘密戦器材の研究・開発はエスカレートして、〈諜報器材〉の研究・開発が一層推進されるようになった。次にこの点を検討してみよう。

1937年9月3日、陸軍省副官は「陸支密第六三三号 時局ニ伴フ軍機保護及防諜ニ関スル件」

を陸軍一般に通牒したが、その中に示された九項目におよぶ「軍事上ノ秘密タル事項及図書物件ノ基準」のなかでは、四番目に「諜報、防諜、謀略又ハ調査ニ関スル事項」として「諜報、防諜、又ハ謀略機関ノ組織、配置、業務、成果其ノ他一切ノ事項」が指定されている⁽³¹⁾。この通牒により、以後、陸軍における秘密戦に関係する事項については、機密保持が徹底されたと思われる。さらにこの通牒では、「防諜ニ関スル注意事項」のなかで、「相手国ノ諜報機関及間諜」が「諜報手段」として暗号解読、秘密写真撮影、封書や小包などの「秘密開封」、無線や電信電話の傍受、室内談話の盗聴をおこなうと指摘し、「諜報成果ノ記録及伝達」のために暗号や隠語の使用・隠し絵の利用・「不可視『インキ』ノ利用」などを行うとも記していることから、陸軍省は、日中全面戦争開始以降、秘密戦を強く意識し始めたことがわかる。

そして、1937年10月14日、陸軍省副官は、軍需動員実施に伴う審査促進に関して、「昭和十二年度陸軍軍需計画動員令」の付表十四によるほか、「併セテ科学諜報兵器材料並戦時代用材料ノ研究ヲ促進セラレ度」と陸軍科学研究所長・多田礼吉中将に通牒した⁽³²⁾。これは、日中全面戦争開始後に、〈諜報器材〉の研究・開発の促進が図られたことを直截に示すものである。

こうして、1938年になると、関東軍が求める〈諜報器材〉の研究・開発が具体的に進められていくことになる。1938年1月18日、東條関東軍参謀長は、陸軍省軍務局長・町尻量基中将^{かずもと}にたいして、関東軍から陸軍科学研究所に製作を依頼した「諜報器材ノ宰領及設備」^{さいりょう}のためだけでなく、現地における「諜報ト防諜ノ実情ヲ観察シ以テ将来ニ於ケル器材ノ制作ニ資」するため約一ヶ月間の予定で陸軍科学研究所から技師を至急派遣してほしいと要望し、これを受けた陸軍省副官は2月1日に関東軍の要望どおり技師1名を派遣するよう多田陸軍科学研究所長に通牒している⁽³³⁾。このときの「諜報器材」の詳細は不明だが、今回も関東軍の要請を踏まえた研究・開発が行われていたことがわかる。

そして、〈諜報器材〉は華北にも配備された。1938年3月10日、北支那方面軍司令官・寺内寿一大将は、陸軍大臣・杉山元大将^{げん}にたいして、ライカ写真機など写真機3台・8ミリ撮影機と映写機各1台や現像に使用する消耗品などを「北支那防諜機関用」に交付してほしいと申請するとともに、「諜報器材取付ノ為」に陸軍科学研究所から技師1名を約三週間派遣してほしいと要請し、陸軍省は3月19日にこれらをすべて許可することを決定している⁽³⁴⁾。このとき、陸軍科学研究所による技術指導が行われていることから、本件は北支那方面軍に〈諜報器材〉が交付された初めての事例とみてよいだろう。

2. 陸軍省による〈防諜器材〉・〈諜報器材〉の採用・体系的整理と送付

このように、関東軍や北支那方面軍へ〈防諜器材〉や〈諜報器材〉が交付（配備）されはじ

めると、陸軍省によってそれらが体系的に整理されたうえで、軍の正式な装備品として取り扱われるようになった。

すなわち、陸軍省は軍事秘密の印が捺された「防諜用諸器材名称及符号表」（1938年5月28日調整）を作成し、陸軍省副官は、関東軍参謀長・北支那方面軍参謀長・陸軍兵器本部長・陸軍科学研究所長（陸軍技術本部経由）・参謀本部庶務課長にたいして、同年6月4日付けの「陸密第七〇〇号」により「爾今防諜及諜報用諸器材ノ名称ハ防諜並事務整理ノ為別冊略符号ヲ使用スルコトニ定メラレタルニ付依命通牒ス」と示達し、各1部を交付した⁽³⁵⁾。この通牒では、「防諜及諜報用諸器材」とあることから、「防諜用諸器材名称及符号表」というタイトルでありながらも、実態としては〈諜報器材〉を兼用するものもあることがわかる。このように、1938年5月になると、陸軍省によって、秘密戦器材の符号表が整備され、そこに記載された符号によって呼称するというスキームがはじめて構築されたのである。伴元技術少佐が、「研究には略符号が付せられ、陸軍省や参謀本部でもごくわずかの情報、技術担当将校しか知悉しないというほどの、高度の秘密主義がとられた」⁽³⁶⁾と記しているのは、このことを指している。

さらに、同年7月6日付の「陸密第八七六号」において陸軍省副官は、関東軍参謀長・北支那方面軍参謀長・陸軍兵器本部長・陸軍科学研究所長（陸軍技術本部経由）・参謀本部庶務課長にたいして、先の「陸密第七〇〇号」によって配布した符号表の追加として、陸軍省「防諜用諸器材名称及符号表 追加其一」（1938年6月28日調整）を配布する旨通牒している⁽³⁷⁾。

以下、この二つの符号表の内容をみてみよう。まず、「防諜用諸器材名称及符号表」の内容を示したものが資料1である（ただし、紙幅の関係で、原資料に記載された一部の消耗品の記載を割愛している）。これは、「防諜用諸器材」を表2に示した項目に分類したうえで大別符号を割り当て、これに基づいて個別具体的な器材や消耗品ごとに個別符号を付すという構成になっている。たとえば、秘密インキの符号は「ヒイカト」だが、「ヒ」が大別符号である。

このなかには、市販の既製品も多くみられる一方で、「科研製特殊通信紙」・「科研製特殊封

表2 陸軍省「防諜用諸器材名称及符号表」における項目分類と大別符号・符号別器材数（追加分を含む）

番号	項目分類	大別符号	符号別器材数
一	秘密インキ、同発見用並鑑識用諸器材	ヒ	14点
二	封筒開封及検閲用諸器材	フ	16点
三	写真用諸器材	シ	30点+追加31点
四	特殊器材	ホ	10点
五	電氣的諸器材	テ	13点+追加1点
六	光学的器材	ユ	1点

出典：陸軍省調整「防諜用諸器材名称及符号表」1938年5月28日（陸軍省兵器局機械課起案「防諜用諸器材略符号使用ノ件」1938年6月4日、『密大日記』1938年第14冊所収。アジア歴史資料センターホームページ掲載資料 Ref.C01004541700）および陸軍省「防諜用諸器材名称及符号表 追加其一」1938年6月28日調整（陸軍省兵器局機械課起案「防諜用諸器材略符号表追加配賦ノ件」1938年7月6日、同前所収。Ref.C01004541700）より作成。

筒」・「科研製第一号糊」など、陸軍科学研究所が開発した日本陸軍オリジナルの器材が含まれる点が注目されるが、これらはまさに「化学工芸」の研究成果によるものであろう。

次に、「防諜用諸器材名称及符号表 追加其一」の内容を示したものが資料2だが（ただし、紙幅の関係で、原資料に記載された一部の消耗品の記載を割愛している）、ここには大別符号表はなく、単純に器材・消耗品を追加したものとなっている。消耗品まで符号を付しているのは何とも煩雑だが、それを含めて秘匿しないと〈防諜器材〉や〈諜報器材〉そのものが特定される恐れがあると考えたことによる措置であろう。なお、これらの表のタイトルには「防諜用諸器材」とあるものの、実態としては、先に見た篠田元技術中将と伴元技術少佐による秘密戦器材の分類のうち〈防諜器材〉と〈諜報器材〉に該当するものが掲載されていることがわかる。

一方で、篠田元中将と伴元技術少佐の分類には含まれないものとして、「特殊器材」（諜報活動員が使用する放火剤・催涙剤・くしゃみ剤・発煙剤、秘密文書焼却用の特殊トランク、変装用具）が存在することが見逃せない。これは諜報活動を支援することを目的に開発されたものと思われる。うち、催涙剤とくしゃみ剤については、化学兵器の研究・開発を担当した陸軍科学研究所第三部（のち第二部）が開発した催涙剤のクロロアセトフェノン（陸軍コードネームはみどり一号）もしくは臭化ベンジル（みどり二号）の溶液を、くしゃみ剤はジフェニルシアンアルシン（あか一号。ジフェニルシアンアルシンともいう）を使用したものと考えられる⁽³⁸⁾。催涙剤・くしゃみ剤・発煙剤は「偽装各種」とあるので、これらは殺人目的＝謀略目的ではなく、目くらましを目的として開発されたものと思われる。事実、陸軍科学研究所は、1930年、催涙剤を使用した海外の手投催涙弾、催涙銃、護身用万年筆、防犯装置などの「警務用瓦斯及瓦斯武器」に関する調査結果をまとめているが、その特性を次のように記している⁽³⁹⁾。

警務用瓦斯及瓦斯武器は使用に際し相手をして一時抵抗力を失はしむるを得る如きものなると共に無害にして且危険なる破片を飛散せざるものなるを要す、現今有効なる多数の瓦斯あるも此の見地に於て之れに適するもの少く主として塩化「アセトフェノン」〔クロロアセトフェノン〕(C₆H₅COCH₂CL) 瓦斯を使用し之れに若干の刺戟剤を添加混用せるものあり、本瓦斯の作用は極めて迅速にして且極めて薄き濃度にありても猛烈に目を刺戟し瞬間に堪え難き「ピリピリ」する眼の痛みを感じ眼瞼は直ちに閉じ之を開くこと困難にして一時的盲目となす外目と同様に鼻、咽喉或は皮膚に痛みを起さしむるも新鮮なる空気中に出つれば数十分間以内に其作用は消失し被害者には何等の傷害を残す如き事なし。

……使用に際し危険なく相手を死傷せしめずして其目的を達成し得るにより使用に際し躊躇の必要なく而も瓦斯は相当の幅を有するか故に群衆に対し使用するに最も適當なるものとす。又個人に対し使用する場合にありても十分に照準せずして直ちに発射する事を得へし、例へば階上より広く階下に向ひ打ち下し或は物体の陰に隠れたる者を射撃し或は又鍵

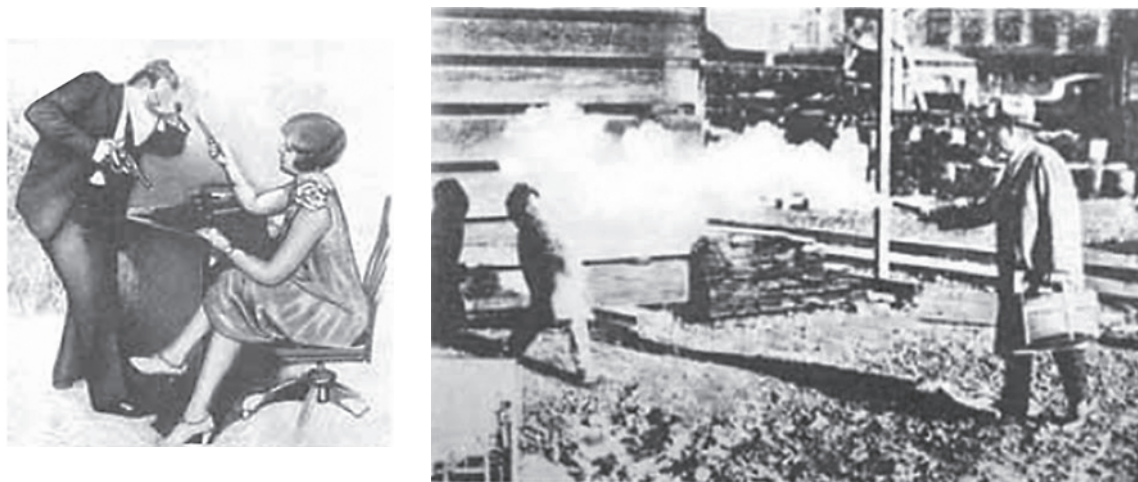


図1 催涙剤を用いた護身用万年筆（左）と米国の官憲が使用した催涙銃（右）の例
出典：陸軍科学研究所高等官集会所化学兵器輯録刊行会委員編『化学兵器写真帳』（審美書院，1934年）。松野所蔵。

孔、戸の下の隙間等より発射して何人も室中に止まる事を不可能ならしむるを得るか如し。

だが、密閉された部屋で高濃度のクロロアセトフェノン吸入すると人は死亡することがあるほか、人によっては過敏であり、気管支痙攣が起きて呼吸困難をきたすこともある⁽⁴⁰⁾。つまり、他の化学剤に比べて毒性が低いだけであって、「無害」というわけではない。

なお、警視総監からの要請を受けた陸軍省は、1930年5月15日、陸軍科学研究所が調整した「催涙噴射具」100個を「護身用」に貸与しているので⁽⁴¹⁾、このときまでに「催涙噴射具」が実用化されていたことになる。

そして、朝鮮軍と極東ソ連軍が軍事衝突した張鼓峰事件が1938年7月に勃発すると、「防諜用諸器材名称及符号表」は朝鮮軍にも送付された。1938年7月上旬に張鼓峰で軍事的緊張が高まり、この地域の防衛を担当する朝鮮軍が第19師団を現地に集中させつつあるなか（同月19日までに集中完了）、同月13日に朝鮮軍司令官・小磯国昭中将は陸軍大臣・板垣征四郎中将にたいして「当部防諜機関ニ必要」だとして計27種類におよぶ器材（ライカ写真機、写真複写装置、有線電話拡大器・録音機、指紋検出器、望遠レンズ、ラジオ、鑑識器、蓄音機、フィルム判読器、特種マイク用録音器など）を9月下旬までに特別支給するよう求めた⁽⁴²⁾。これを受けた陸軍省は、7月30日、24種類の器材を特別支給すること、「防諜及諜報用器材ノ名称ハ防諜並事務整理ノ為自今別冊符号表ニ掲クル符号ヲ使用セラレ度」などと通牒し、特別支給する器材の一覧表はすべて符号に置き換えて示している。第19師団と極東ソ連軍の戦闘が始まったのは29日であるから、陸軍省は大急ぎで朝鮮軍に〈防諜器材〉を送付したことがわかる。

ところで、陸軍は、1938年の中国戦線では、4月から5月にかけて徐州会戦を、8月から10月にかけて武漢と広東を攻略する大規模侵攻作戦を連続的に実施したが、中国国民政府は

これに屈服せずに重慶に遷都して抗戦を継続し、また、日本の軍事動員力が限界に達したことから、日中戦争は長期持久戦に陥った。同年12月6日に陸軍省と参謀本部が決定した「昭和十三年秋季以降対支処理方策」では、「方針」において、新日政権の建設・指導と治安の回復を図ることとし、「残存抗日勢力ノ潰滅^{かいめつ}工作ハ依然之ヲ続行スルモ主トシテ嚴然タル軍ノ存在ヲ背景トスル謀略及政略ノ運営ニ俟^まツ」とされた⁽⁴³⁾。

こうして、日中戦争を解決する見通しが失われて泥沼化していくなかで、「軍ノ存在ヲ背景トスル謀略」が前面に押し出され、秘密戦器材においても〈防諜器材〉・〈諜報器材〉に加えて、新たに〈謀略器材〉が正式に取り扱われるようになる。次にこの点を検討してみよう。

3. 陸軍省による〈謀略器材〉の体系的整理とその送付・教育

参謀本部が1928年2月に作成した「諜報宣伝勤務指針」では、謀略について、「間接^{あるい}或ハ直接ノ敵ノ戦争指導及作戦行動ノ遂行ヲ妨害スル目的ヲ以テ公然ノ戦闘員^{もしく}若ハ戦闘団隊以外ノ者ヲ使用シテ行フ破壊行為若ハ政治、思想、経済等ノ陰謀並此等^{これら}ノ指導、教唆ニ関スル行為ヲ謀略ト称シ之カ為ノ準備、計画及実施ニ任スル勤務ヲ謀略勤務ト云フ」と定義し、戦争の勝敗は武力行使のみで決するのではなく、政治、経済、思想など「一国武力ノ根源タルヘキ事項ノ消長ニ関スル所亦甚^{また}大」であるとして「宣伝及謀略ハ実ニ此^{この}根源ヲ其対象トスル一種ノ戦争手段ニシテ戦時ハ勿論平時ニ於テモ戦争及其準備ノ遂行上重要欠クヘカラサル一大要素ヲ形成ス」、「宣伝ト謀略トハ特ニ密接ナル関係アリ、即チ兩者ハ同一目的ニ向ヒ相並行シテ実施セラルルノミナラス彼此互^{かれこれ}ニ相助ケ相補ヒ以テ其効果ヲ増大セシムヘキモノナリ、故ニ此等勤務ノ計画及実施ハ最モ緊密ナル連繫ノ下ニ遂行シ共ニ其進展ヲ円滑ナラシムヘキモノトス」と指摘している⁽⁴⁴⁾。また、謀略には、「思想的、政治的、経済的手段ニ依リ間接ニ敵国ノ戦争遂行ヲ阻碍^{そがい}スルモノト作戦ニ直接関係アル要人、事物ニ対スル排除、破壊若ハ同地方ニ於ケル各種ノ策動等ニ依リ敵ノ作戦指導ヲ混乱スルモノ」があり、前者は「軍部ハ計画及実施ノ枢軸」となり、後者は「軍部自ラ之カ実施ヲ指導スヘキモノ」と規定している⁽⁴⁵⁾。

そして、実際に陸軍省によって〈謀略器材〉が正式に採用され、それが体系的に整理されたのは、1939年であった。すなわち、陸軍省は、軍事秘密の印が押された「謀略及諜報用諸器材名称並符号表 其一」（1939年1月26日調整）を作成し、2月13日に陸軍省副官はこれを「陸密第一八三号」により陸軍省兵器局軍事課・兵務局防衛課、参謀本部、陸軍兵器本廠、陸軍科学研究所（陸軍技術本部経由）、関東軍にたいして「自今謀略及諜報用諸器材ノ名称ハ防諜並事務整理ノ為別冊（謀略及諜報用諸器材名称並符号表 其一）符号ヲ使用スルコトニ定メラレタルニ付依^{めいにより}命通牒ス」と示達し、各1部配布した⁽⁴⁶⁾。

表3 陸軍省「謀略及諜報用諸器材名称並符号表 其一」における項目分類と大別符号・符号別器材数

番号	項目分類	大別符号	符号別器材数
1	破壊、殺傷用器材及同時限装置並自衛用器材	ハ	14点
2	放火用器材	カ	10点
3	諜者用火器及凶器類	キ	8点
4	化学的器材	サ	12点
5	無線及有線電話、電信機	ム	10点
6	河川渡渉材料	ヌ	3点
7	偽計工作材料	ケ	7点
8	宣伝及後方擾乱用器材	セ	8点
9	望遠写真用器材	ト	4点
10	変装用具	ヘ	12点

出典：陸軍省「謀略及諜報用諸器材名称並符号表 其一」1939年1月26日調整（陸軍省兵器局機械課起家「謀略及防諜用諸器材略符号使用ノ件」1939年2月13日、『密大日記』1939年第11冊所収、アジア歴史資料センターホームページ掲載資料 Ref.C01004658600）より作成。

ここで興味深いのが、すでに「防諜用諸器材名称及符号表」を交付していた北支那方面軍や朝鮮軍は、この時配布の対象に含まれていなかったという点である（当初、朝鮮軍と中部防衛司令部も配布先に入っていたが、削除された）。当初、出先軍については関東軍にしか交付しなかったという事実は、「謀略及諜報用諸器材」はソ連にたいする使用を想定していたことを示している。これは、陸軍のほかの兵器と同様、〈謀略器材〉や〈諜報器材〉も対ソ戦を想定して研究・開発されていたことを示すものである。

次に、「謀略及諜報用諸器材名称並符号表 其一」の内容を示したものが資料3だが、これは、表3に示したように項目を分類したうえで大別符号を割り当て、これに基づいて個別具体的な器材ごとに個別符号を示したものとなっている。例えば、破壊用缶詰式爆弾の符号は「ハイカイ」だが、「ハ」が大符号である。また、「謀略器材」には先の「防諜用諸器材名称及符号表」と一部重複するものがあるが、「謀略関係ノ器材ハ今後凡テ本符号表ニ依ルモノトス」との注記がある。つまり、〈謀略器材〉には、〈防諜器材〉や〈諜報器材〉にも使用されているものがあるが、それを〈謀略器材〉として使用する場合には、〈謀略器材〉の符号を使うようにと指示しているのである。

そして、資料3の特徴は、先の「防諜用諸器材名称及符号表」には記載がなかった〈謀略器材〉が示されおり、その存在を具体的に実証することができるという点である。また、殺人や破壊を目的とした器材は〈防諜器材〉や〈諜報器材〉には存在しなかったことから、秘密戦器材の研究・開発や取扱は、1939年になってさらに一段エスカレートしたことがわかる。

また、資料3には、缶詰型・レンガ型の破壊用爆弾や、シャープペンシル型や万年筆型の特殊ピストルなどが見られるが、なかでも注目されるのは、「化学的器材」のなかに「ササノソ」という符号が付された「特殊毒物」（毒殺用）が存在することだが、これは、陸軍科学研究所

第二部第四班が開発した暗殺用毒物であろう。伴元技術少佐は、1933年ごろから「毒物謀略兵器」の基礎研究をはじめたが、陸軍科学研究所時代は「毒物研究の基礎的なもので、本格的な謀略用毒物の研究と開発は、登戸に研究が移されてからのことだ」と記している⁽⁴⁷⁾。「登戸に研究が移された」とは、登戸出張所の誕生（1939年9月）以降を示すと考えられるが、実際には、1939年1月の段階ですでに暗殺用毒物が誕生し、装備品として採用されていたのである。

また、篠田元中将と伴元技術少佐は、「毒物謀略資材」について、「毒物には即効性、遅効性の毒物の二種があるが、主として秘密戦においては後者の使用が多い。また、使用面から経口用、刺殺用、吸入用、催眠用などに細別することができる。天然の毒性植物の利用も多く、これら一般の運用法としてコーヒー、紅茶、ビール、酒、ウイスキー、菓子、果物、医療品などに混入して使用した」と記しているが⁽⁴⁸⁾、実際に「ササノソ」には様々な形態が存在していたことを実証することができる。すなわち、1940年10月10日、陸軍省副官が125品目におよぶ「教育用器材」を陸軍中野学校に特別支給することを通牒したが、そのなかには、「ササノソ（錠剤型）」60個と「ササノソ（チョコレート型）」10個が含まれており、ここでもすべての品目を陸軍科学研究所へ「委託調弁」するとしている⁽⁴⁹⁾。したがって、暗殺用毒物も、陸軍科学研究所第二部第四班が製造していたことになる。なお、このとき陸軍中野学校に交付された品目のなかには、「いりぬる」、「ひつとく」、「やはま」、「さしなす」などといったひらがなの符号が多数示されていることから、1940年以降、新たな「諸器材名称並符号表」が追加されたことが分かるが、その確認は今後の課題である。

さらに、資料3の「放火用器材」では三種類の「C剤」が示されているが、これも陸軍科学研究所第二部第四班が開発したものと思われる。また、「宣伝及後方擾乱^{じょうらん}用器材」では、「宣伝用風船」とその周辺器材が示されているが、これを「後方擾乱用」と位置付けている点が見逃せない⁽⁵⁰⁾。草場季喜元少将は、陸軍では、1933年ごろからのアイディアで、「満洲国」東部からウラジオストックを攻撃（爆撃）するため、日本紙をコンニャク糊で張り合わせた気球が創案され、1939年にはこれが多数整備されて関東軍気象連隊にこの兵器に専任する部隊が編成されたとしたうえで、「その後、第九陸軍技術研究所で謀略兵器の研究がはじめられるようになって、宣伝用気球の研究が行われた。これは低空の地上風を利用して敵の背後に宣伝ビラを散布しようとするもので、この目的にも同様の紙気球が使われていた」と回想しているが⁽⁵¹⁾、実際には、宣伝・後方擾乱用の気球は1939年1月には正式な装備品とされていたのである。

こうして、〈謀略器材〉が陸軍省によって正式に軍の装備品として取り扱われるようになると、出先軍へ交付されることになる。以下、そのことを示す二つの事例を検討してみよう。

1938年12月22日、関東軍参謀長・磯谷廉介中将は、陸軍次官・山脇正隆中将にたいして「防諜器材」の特別支給を申請し、「細部ニ関シテハ陸軍科学研究所篠田工兵大佐ト打合せ済ニ付

キ申添フ」としているが、その内容は、〈防諜器材〉＝①湿槽5個・②砂箱5個・③ヒーター用抵抗器5個・④紫外線放射器6個・⑤写真機10個・⑥複写機10個だけでなく、〈謀略器材〉＝⑦拳銃用の消音機100個・⑧「特種爆薬類」(「缶詰型、『チューブ』型等信管時限器共」)500個・⑨「放火剤」(「缶詰型ニシテ時限信管ヲ含む」)500個を含むものだった⁽⁵²⁾。そして、1939年2月16日に陸軍省は、磯谷関東軍参謀長にたいして申請を認可する旨通牒するとともに、陸軍兵器本廠長にたいして臨時軍事費により「陸軍科学研究所ニ委託調弁スルモノトス」と下達した。こうして上記の秘密戦器材はすべて関東軍に交付されることになったが、このとき交付された〈謀略器材〉の内訳を紹介しておく、⑦は「キホレコ」＝拳銃用消音機(モーゼル拳銃用)100個を、⑧は「ハイカイ」＝缶詰式爆弾300個、「ハロキウ」＝大型ブリキ缶式爆弾200個を、⑨は「カアコエ」＝C剤(放火剤)一号(即時用)150個、「カイケウ」＝C剤一号(時限用)150個、「カエキア」＝C剤三号(即時用)100個、「カオトセ」＝C剤三号(時限用)100個となっている。これは、現在確認される限りでは、「謀略及諜報用諸器材名称並符号表 其一」に記された〈謀略器材〉が出先軍に初めての交付(配備)された事例と思われる。

伴元技術少佐は、参謀本部は1938年11月4日から12月6日まで篠田工兵大佐と伴^ま技手(当時)に関東軍への出張を命じ、関東憲兵隊において憲兵にたいして秘密戦に関する講義や実習を実施し、その後、ハルビン特務機関など第一線機関の視察と情報収集をおこなったと記しているが⁽⁵³⁾、上記の関東軍と篠田工兵大佐の打ち合わせはこの出張の際になされたものであろう。また、陸軍科学研究所第二部第四班は、出先軍にたいする〈謀略器材〉の教育を担当していたことがわかる。

以上のことから、関東軍は、秘密戦に関する教育をおこなった篠田工兵大佐と必要となる秘密戦器材について事前協議し、陸軍省が「謀略及諜報用諸器材名称並符号表 其一」を通牒した後、実際にこれに基づいて秘密戦器材の交付が決定されたという流れがわかる。篠田工兵大佐は、秘密戦器材についての窓口的な役割を果たしていたのである。

なお、この事例では、関東軍の要請がなされた1938年12月から、陸軍省が交付を決定する翌39年2月までにインターバルがあるが、これは、陸軍科学研究所において〈謀略器材〉の製造体制を整えていたためであろう。「謀略及諜報用諸器材名称並符号表 其一」はそれを勘案したタイミングで陸軍省から通牒されたのではないだろうか。

次に、1940年1月23日、陸軍省は、陸軍兵器本廠長にたいして計172品目に及ぶ「特殊器材」を「調弁」のうえ関東軍に「特別支給」するよう命じ、陸軍省副官は関東軍参謀長・飯村穰中将にたいしてその交付は陸軍兵器廠が取り計らうことを通牒したが、172品目が記された別紙の備考欄には、陸軍科学研究所に「調弁委託」すること、器材は関東軍参謀部第二課に直送することと記されている⁽⁵⁴⁾。別紙に示された172品目の内容は〈防諜器材〉と〈謀略器材〉に大別されるが、後者のうち、破壊・殺傷用器材、放火用器材、諜者用火器および凶器類、化

学的器材に該当する 14 点を列举すると次のとおりとなる。

● 「ハニケオ」 = 爆破用器材 (石炭型)	600
● 「ハホタン〔シ〕」 = 爆破用器材 (マグネット式)	600
● 「カオトセ」 = 放火用器材 C 剤三号 (時限用)	600
● 「カケホネ」 = 石鹼型放火剤 (時限用)	500
● 「キイアカ」 = 特殊ピストル (シャープペンシル型)	50
● 「キロイキ」 = 特殊ピストル (万年筆型)	50
● 「サアソオ」 = 諜者用催涙剤 (煙草型)	2,000
● 「サエシイ」 = 諜者用催涙剤 (乾電池型)	600
● 「サオサア」 = 諜者用催涙剤 (ピストル用)	5,000
● 「サカトコ」 = 諜者用クシャミ剤 (煙草型)	2,000
● 「サケチキ」 = 諜者用クシャミ剤 (乾電池型)	600
● 「サコタカ」 = 諜者用発煙剤 (円筒型)	600
● 「ササノソ」 = 特殊毒物 (毒殺用)	200
● 「サシネセ」 = 麻酔剤	500

関東軍参謀部第二課は、「情報及防諜ニ関スル事項」,「宣伝及謀略ニ関スル事項」, 兵用地理・資源・気象などの調査や地図に関する事項を担当業務としていたことから⁽⁵⁵⁾, これらの器材は関東軍による謀略用に交付されたものであろう⁽⁵⁶⁾。

以上の二つの事例が示すように、関東軍には破壊・殺傷に使用する〈謀略器材〉が交付され、陸軍科学研究所第二部第四班や登戸出張所はその製造と出先軍にたいする教育を担当していたことがわかる。

さらに、1940 年になると、〈謀略器材〉を含む秘密戦の教育は中国戦線でも行われるようになった。1939 年 12 月 29 日、^{なか}中支那派遣憲兵隊長・十川次郎少将は、各隊本部特高課長または隊付将校など約 40 名を対象に「中支那憲兵ノ科学防諜ニ関スル智〔知〕能ヲ涵養普及シ防諜実績ノ向上ヲ図ル」ことを目的とした「科学防諜特別教育計画」を策定し、その教官には「陸軍科学研究所ヨリ講師ノ派遣ヲ受ク」ることとして陸軍科学研究所長にたいして講師の派遣について照会したが、この計画に示された教育内容は、次に示すとおり〈謀略器材〉を含む秘密戦器材全般にわたるものであった⁽⁵⁷⁾。

- 一、信書ノ開披^{かいひ}及還元法
 1. 各種器材ノ種類ト用法
 2. 特殊封筒封蠟^{ふうろう}等ノ開披, 還元
- 二、秘密通信法及発見検出法

1. 秘密「インキ」ノ種類, 用途, 顕出法
 2. 写真術型, 光線型等ニヨル通信及発見
- 三, 盗写, 複写
1. 器材ノ種類, 用法
- 四, 窃話, 盗聴
1. 談話ノ窃聴方法, 器材, 施設
 2. 電話ノ盗聴方法, 器材, 施設
- 五, 秘密無線「ラジオ」ノ探知法
- 六, 謀略(放火, 殺人, 破壊等)用科学薬品, 器材

これを受けた陸軍省兵器局機械課は、軍務局軍事課・経理局主計課・人事局補任課に意見照会したがいずれも異存なしと回答したので、1940年2月3日、陸軍省は陸軍科学研究所長・尾藤加勢士中将にたいして3週間の予定で技師1名・技手1名・雇員1名を所要の器材とともに南京に派遣し、その間、支那派遣軍総司令官・西尾寿造大将の区処を受けるよう命令し(陸軍大臣からの委任を受けて支那派遣軍総司令官が出張者を指揮・監督することを区処という)、また、陸軍省副官はその旨を支那派遣軍総参謀長・板垣征四郎中将に通牒している。

伴元技術少佐によれば、1940年2月、「登戸研究所製の謀略兵器と諜報器材を戦地で実験する依頼と、参謀部員に対し眼前でその威力と効果を示すデモンストレーションを行い、秘密戦研究の認識と評価を得ること」を目的として、伴技手を含む2名の技手が支那派遣軍総司令部(南京)と上海に出張し、南京では〈謀略器材〉と〈諜報器材〉の実験を行い、これを見学したある参謀から「賞賛に値する」との評価を得て「大いに面目を施した」と記している⁽⁵⁸⁾。この回想は、上記の決裁文書に示された陸軍科学研究所員の出張を指していると考えられ、これによって華中では1940年2月以降に〈謀略器材〉を使用し得る体制が整いはじめたとみてよいだろう。なお、この事例は、登戸出張所が出先軍にたいする秘密戦教育を担当していたことを実証するものである。

さらに、中国戦線では、憲兵隊以外にも〈謀略器材〉が配備されたことを示す記録が存在する。1941年7月31日、参謀次長・塚田攻中将は、陸軍次官・木村兵太郎中将にたいして、駐蒙軍(戊集団)用として、宣伝用器材(大拡声器5台・拡声器用自家発電機5台・「宣伝弾」500発)とともに、「謀略用」として偽装爆薬200g・偽装放火剤200個・小型無線機20基・「毒物」50gの特別支給を要請した⁽⁵⁹⁾。また、同年8月13日、支那派遣軍総参謀長・後宮淳^{うしろぐ}中将は木村陸軍次官にたいし、「リエ号大拡声装置」計61台・「伝単撒布特種風船」(大・小)計58,000組・「広告気球」20組の支給を申請したが、「〔陸軍〕科学研究所ヲシテ委託供与セシメラレ度」と申し添えている。これらを受けた陸軍省は、9月2日に表4のように交付するこ

表4 「特殊器材交付表」に示された秘密戦器材交付数

品目	総軍 報道部	総軍報道部 上海支部	第11軍 (呂集団)	北支那 方面軍	駐蒙軍 (戊集団)	第23軍	計
セヘホモ (宣伝用拡声器)		10	7	15	5	4	41
セイロヨ (宣伝用風船)	10,000			15,000		4,000	29,000
セトヘメ (宣伝用アドバルーン)	20						20
トセタ					500		500
ハトツセ (缶詰型爆弾)					200g		200g
カキツシ (薬瓶放火剤)					200個		200個
毒物					50g		50g
小型無線機					20		20

出典：参謀本部「器材調達並交付（特別支給）ノ件」1941年7月31日／8月13日／9月2日、『陸支密大日記』1941年第39号3分冊の3所収（Ref. C04123346700）。

とを決定したが、ここで注目されるのは、駐蒙軍用の〈謀略器材〉の交付申請を、同軍を隷下に置く支那派遣軍ではなく、参謀本部が行っている点である。これは、当時、参謀本部の主導によって駐蒙軍による謀略が計画されていたことを示していると考えられる。

表4のうち、「セヘホモ」は宣伝用拡声器、「セイロヨ」は宣伝用風船、「セトヘメ」は宣伝用アドバルーンを指すが、資料1・資料2・資料3に記載がない「トセタ」とは、数量から宣伝弾＝「せ弾」であることが判明する。したがって、このやり取りが行われた1941年7月までには「せ弾」が開発され、新たな符号表が追加されていたことになるが、今回の調査ではそれは発見できなかった。現存していないと思われる。また、「ハトツセ」は缶詰型爆弾、「カキツシ」は薬瓶放火剤だが、「毒物」だけはなぜか符号が用いられていない。その理由は不明だが、これは、毒殺用特殊毒物「ササノソ」以外の暗殺用毒物を指しているのであろうか。

ところで、1939年9月に登戸出張所が誕生すると、秘密戦器材の研究・開発の成果は、すべて「諜報、防諜及謀略資材ニ関スル研究報告」というタイトルの報告書にまとめられていたようである。すなわち、1940年12月6日、尾藤陸軍科学研究所長は、「諜報、防諜及謀略資材ニ関スル研究報告」の第10報と第11報をそれぞれ5部作成して参謀総長・陸軍省兵器局長と関東軍司令官に各1部配布することを陸軍大臣・東條英機中将に申請し、陸軍省は同月14日これを認可したが、上記報告書の内容は、第10報が「超縮写法ニ関スル研究ノ報告」、第11報が「毒物及催眠剤ノ毒性並効力ニ関スル研究ノ報告」となっている⁽⁶⁰⁾。この起案文書には報告書本体は添付されていないが、第11報は「ササノソ」以降に研究・開発が進められた暗殺用毒物の研究・開発に関するものであろう。

そして、「諜報，防諜及謀略資材ニ関スル研究報告」の調整部数はわずか5部であり，配布先が参謀総長・陸軍省兵器局長・関東軍司令官に限定されていたことは，秘密戦器材の研究・開発は陸軍のなかでトップシークレットに位置づけられていたことに加え，出先軍の配布先は関東軍のみであった点はソ連にたいして使用することを想定して研究・開発していたことを示すものである。そして，これが参謀総長・陸軍省兵器局長宛の報告書であったということは，謀略用毒物を含む秘密戦器材の研究・開発は陸軍中央の承認のもとに遂行されていたことを示している。なぜなら，文書で正式に報告する以上，陸軍中央の意向に沿わない研究・開発を行うことは不可能だからである。

その後，登戸出張所は，暗殺用毒物である青酸ニトリル（アセトンシアンヒドリン）を開発したが，人体にたいする毒性を確認するため，中支那防疫給水部（栄第1644部隊。秘匿名称多摩部隊）と連携して人体実験を行った。伴元技術少佐によれば，1941年5月上旬，篠田所長は，伴氏を含む計7名にたいして中国・南京へのお出張を命じ，中支那防疫給水部の軍医による「中国軍捕虜または，一般死刑囚約十五，六人」を被検者とした「青酸ニトリールを中心に，致死量の決定，症状の観察，青酸カリとの比較など」を行なう人体実験に立ち会い，青酸ニトリルの致死量を確認したが，この出張は「参謀本部の命によるもの」であり，篠田所長は参謀本部で関東軍防疫給水部（満洲第731部隊）長・石井四郎軍医少将と接触して実験への協力に快諾を得ていたという⁽⁶¹⁾。この人体実験が参謀本部の命令によって実施されたのであれば，その結果は「諜報，防諜及謀略資材ニ関スル研究報告」によって報告されたのではないだろうか。

4. 〈宣伝器材〉の研究・開発と送付

最後に〈宣伝器材〉について検討しておきたい。参謀本部が1928年2月に作成した「諜報宣伝勤務指針」では，「平戦両時ノ何レヲ問ハス内外各方面ニ対シ我ニ有利ナル形勢，雰囲気ヲ醸成セシムル目的ヲ以テ特ニ^{あいて}対手ヲ感動セシムヘキ方法，手段ニ依リ適切ナル時期ヲ選ヒテ某事実ヲ所要ノ範囲ニ宣明伝布スルヲ宣伝ト称シ之ニ関スル諸準備，計画及実施ニ任スル勤務ヲ宣伝勤務ト云フ」と定義し，宣伝は人心が平静な場合は効果が少ないとしたうえで，「対敵宣伝ノ最モ効果アル時機ハ敵国ノ情勢不利ニシテ其与論ノ不統一ナル場合ニ在リ，故ニ一方戦争ノ指導，謀略ノ行使ニ^よ依リテ敵国及敵軍ノ情况ヲ不利ニ導キ其士気ヲ^{そそう}阻喪セシメ一段ノ動揺ヲ誘起シ此機ヲ逸セス宣伝ヲ以テ其動揺セル精神ヲ^{いよいよ}愈々擾乱スルコト必要ナリ」などとして，具体的な宣伝手段として，新聞，電報通信，無線通信，無線放送，書籍，檄文，絵画，写真，芸術品，演劇，映画，音楽，捕虜の利用などを挙げている⁽⁶²⁾。そして，その目的を次のように規定している。

対敵宣伝ノ目的ハ敵国民及敵軍ノ戦争並戦闘遂行ノ意思ヲ挫折セシムルニ在リ、即チ国民ノ団結ヲ薄弱ニシ政治ヲ混乱シ国民ノ志気ヲ阻喪セシメ、軍隊ノ戦闘意思、軍紀ヲ消磨破壊シ投降脱走ヲ敢テセシメ、更ニ進ンテハ反抗暴動ノ挙ニ出テ、遂ニハ政体ノ崩壊ヲモ誘致セシムルカ如キ是ナリ⁽⁶³⁾

陸軍科学研究所はこうした目的に沿って〈宣伝器材〉を開発したが、具体的には、①宣伝用特殊車両＝「せ号車」、②宣伝弾＝「せ弾」、③宣伝用気球などがあった。③についてはすでに言及したので、ここでは①と②について検討する。

まず、「せ号車」とは、印刷機、印刷材料、強力遠距離放声装置、無線電話機、録音装置、発声映写装置などを搭載した特殊自動車である⁽⁶⁴⁾。そして、これが最初に配備されたのも関東軍であった。すなわち、1939年5月から9月にかけて関東軍が極東ソ連軍と激闘を交えたノモンハン戦争（ノモンハン事件）の後、11月21日に関東軍司令官・梅津美治郎中将は、陸軍大臣・畑俊六大将にたいして、「当軍課報用器材」として「特種器材『セ』号車」の特別支給を申請し、12月8日、陸軍省副官はこれを認可する旨を関東軍参謀長・飯村穰中将に通牒するとともに、陸軍兵器本廠長にたいして、陸軍科学研究所から返納される「セ号車」を関東軍に特別支給するよう通牒している⁽⁶⁵⁾。

そして、陸軍省は、12月24日、尾藤陸軍科学研究所長にたいし、その輸送率領と取扱指導のため、尉官1名・雇員2名・工員1名を1940年1月中旬から約3週間の予定で新京（現、長春）に出張させ、滞在間は関東軍司令官の区処を受けるようにと命令し、陸軍省副官はその旨を飯村関東軍参謀長に通牒している⁽⁶⁶⁾。ここでは、「取扱指導」とあることから「せ号車」が関東軍に配備されたのはこれが初めてであり、また、それは1939年末には陸軍科学研究所において開発が完了していたことがわかる。陸軍科学研究所で開発が完了した「せ号車」が直ちに関東軍に交付されたのであろう。

さらに、1941年7月4日、陸軍省副官は関東軍参謀長・吉本貞一中将にたいして、「ハイカイ」（缶詰型爆弾）1,000発、「ムイアタ」（課者用小型無電機）300台、「ヌイヨレ」（渡渉衣）1,000着、「せ号車」7台などを交付することを通牒したが、「せ号車」用の6輪自動貨車については既整備品を繰り替えて充当するように指示していることから⁽⁶⁷⁾、「せ号車」は6輪自動貨車を改造したものであることがわかる。1941年7月2日の御前会議で南北併進の膨張戦略を定めた「情勢ノ推移ニ伴フ帝国国策遂行要領」が決定されたことを受けて、陸軍は、同年7月7日に対ソ戦準備＝「関特演」（関東軍特種演習）を発動して関東軍の総兵力を13個師団・80万人まで増強していくが、その直前に交付された「せ号車」7台はこれに関係するものであろう。

次に、宣伝用紙を充填した宣伝弾＝「せ弾」について検討する。1940年2月23日、板垣支

那派遣軍総参謀長は、陸軍次官・阿南惟幾中将にたいし、「作戦、宣伝、宣撫ノ為其ノ必要性ヲ痛感」しているとして、大拡声装置5組・直径1mのゴム風船を毎月500組・「せ弾」毎月100組の支給を要請した⁽⁶⁸⁾。これにたいして、3月27日、陸軍省副官は陸軍兵器本廠長にたいして大拡声装置5組と「せ弾」500発を中支那派野戦兵器廠に交付（4月初旬発送）するよう通牒し、また、陸軍省は「『せ弾』取扱指導及輸送宰領ノ為」、技師1名・雇員1名を4月初旬から約三週間の予定で華中に派遣し、支那派遣軍総司令官の区処を受けるよう尾藤陸軍科学研究所長に下達している。さらに、同日、兵站総監部参謀長・富永恭次少将（兵站総監部参謀長は参謀本部第一部長が兼任）は、これらの措置を板垣支那派遣軍総参謀長へ通牒している。ここでも陸軍科学研究所が使用法に関する教育を担当していることから、支那派遣軍にたいする宣伝弾の交付はこれが初めてであり、それはこの時までには実用の域に達し、陸軍の装備品として取り扱われていたことがわかる。

それでは、宣伝弾の実態や使用法はどのようなものだったのだろうか。1941年7月5日、吉本関東軍参謀長は陸軍次官・木村兵太郎中将宛の電報で「謀略及防諜用資材」の送付を要請したが、そこでは、「追ツテ宣伝弾発射用迫撃砲ハ至急調整方研究セラレ度」と申し添えており、7月8日の木村陸軍次官による返電では、どういう訳か砲については言及せずに「宣伝弾ハ至急研究ノ上送付ス」としている⁽⁶⁹⁾。両者のやり取りはいまひとつ噛み合っていないが、ここでは「宣伝弾発射用迫撃砲」とあることから、篠田元技術中将と同元所員伴元技術少佐が記している「せ弾投射機」とは、宣伝紙を充填した薄肉の宣伝弾を専用の投射機を用いて迫撃砲のように投射し、それが最大高度に達した際に爆発して宣伝紙がばら撒かれるような仕様であったと思われる。

だが、宣伝弾には投射型以外のものも存在しており、それらは陸軍技術本部第九研究所（登戸研究所）以外で研究・開発されていた。すなわち、陸軍技術本部第一研究所（火砲・銃器・弾薬などの研究・開発を担当）は、九一式10cm榴弾砲用弾薬として試製一式宣伝弾を開発し、1941年11月にその射撃実験を行っている⁽⁷⁰⁾。これは、榴散弾のような形状をした直径105mmの砲弾（曳火信管付き）に、少量の炸薬と、八つ折りにした108mm×216mmの宣伝用紙約450枚を糸で結束したものが充填されており（宣伝用紙は弾底面と平行に積み重ねて充填する）、射撃後、曳火信管の作動によって砲弾が上空で炸裂すると、その圧力によって 宣伝用紙が弾底方向にばら撒かれるというもので、風速3mの際に高度100mで爆発した場合には、宣伝用紙が50m×150mの帯状の範囲に撒布された。

また、陸軍技術本部第一研究所は、試製一式宣伝弾は直径78mmのもの（宣伝用紙約3,600枚収納）に比べると枚数は少ないが、「宣伝文ノ印刷取扱並宣伝効果上ニ於テ有利」としていることから、宣伝用紙約3,600枚を収納する宣伝弾とは、投射型の「せ弾」を指していると思われる。試製一式宣伝弾は、投射型よりも射程を長くして遠方にたいして使用することや（九一

式 10cm榴弾砲の最大射程は 10,800 mである), 師団砲兵や野戦重砲兵連隊が装備している火砲でも射撃ができる汎用性が高いものとして開発されたと思われる。

さらに、「せ弾」は、航空機から投下されるタイプも開発されたが、その端緒となったのが、関東軍からの開発要望だった。すなわち、1938年6月2日、関東軍参謀副長・石原莞爾少将(関東軍参謀長代理)は、陸軍次官・東條英機中将にたいして、「戦時敵国内ニ対スル宣伝用」として、次の条件を具備する投下弾(爆弾)を早期に研究してほしいと要請した⁽⁷¹⁾。その条件とは、①外形や弾道性は九二式 15kg爆弾に近似していること、②現用の電気式投下器によって投下できること、③爆弾取扱法を習得した者でなくとも弾頭を取り外して容易に伝単(宣伝用紙)を充填し得る構造と安全性を有すること、④弾底に曳火信管と伝単を放出する炸薬を有すること、⑤信管は、投下後、高度 500 m・1,000 m・2,000 m・3,000 mに達したら作動するものであり、信管の切り替えは可能な限り空中において実施し得るものであること、というものであった。6月18日、東條陸軍次官は、石原関東軍参謀長代理にたいして当該投下弾の研究を開始することを通牒するとともに、陸軍航空本部長代理にたいして至急研究を開始するよう通牒している。関東軍の要望を受けて開発が開始されたことから、投下宣伝弾も対ソ戦を想定したものであったことがわかる。

その後、陸軍航空本部で具体的にどのような研究・開発が行われたかは詳らかではないが、1941年10月14日に、陸軍省副官は、陸軍技術本部長・岡部直三郎中将にたいして試製一式投下宣伝弾の弾薬運搬箱に「試一㊟㊱」と記載することを通牒している⁽⁷²⁾、この時までには試製一式投下宣伝弾の開発が完了していたことになる。なお、「㊟」とは宣伝弾を、「㊱」は投下弾(爆弾)を示す符号であろう。

そして、試製一式投下宣伝弾を改良して、投下宣伝弾用曳火信管を使用したものが二式投下宣伝弾である⁽⁷³⁾。両投下宣伝弾の重量は約 9 kgであり(全長 410mmの紙筒に収納した宣伝紙約 5 kgを含む)、新聞紙の四つ切大のサイズの宣伝紙の場合には 700 枚を充填することができた。投下宣伝弾は、「対敵宣伝書類ヲ収容シ飛行機ヨリ投下シ該宣伝書類ヲ撒布スルニ用フルモノ」で、航空機から投下後、空中で信管が作動・爆発することによって宣伝紙がばら撒かれるというものである。投下宣伝弾は高度 200 mから 500 mで爆発させることとされた。

このように、宣伝弾は陸軍技術本部や陸軍航空本部においても研究・開発が行われていたのである。その理由は、砲弾や爆弾については専門研究機関に任せた方が効率的だったためであろう。

おわりに

最後に、本稿の検討内容を簡潔にまとめておきたい。

まず、参謀本部は1928年2月に「諜報宣伝勤務指針」を定めたが、これは日本陸軍においてはじめて秘密戦に関する指針や定義を定めた基本方針だった。以後の秘密戦研究は、基本的にはこの指針に沿って推進されたと考えられる。そして、陸軍科学研究所では、1927年から1935年までの間に秘密戦器材に関する基礎研究が行われたが、その担当は、現在確認される資料では、1934年10月以降は篠田工兵中佐を班長とする陸軍科学研究所第一部第五班であった。そして、最初に試作されたのは〈諜報器材〉だったが、1935年10月に昭和天皇はこれを陸軍科学研究所で視察した。この時、昭和天皇に提示した〈諜報器材〉については、研究がほぼ完成もしくは完成していたことを示している。また、1934年度以降の陸軍軍需動員計画令において、戦時に緊急完了を要する研究や審査に「科学防諜器材」・「特殊写真器材」・「理化学的的特殊兵器」が指定されていた点は、秘密戦器材の研究・開発が陸軍省の主導によって計画的に進められていたことを示すものである。以上は、秘密戦器材研究・開発の第一段階である。

その後、戦争の拡大とともに、秘密戦器材の研究・開発と交付（配備）が進んでいくことになる。まず、1936年からは、対ソ戦に備える関東軍からの要請を踏まえて、陸軍科学研究所における〈防諜器材〉と〈諜報器材〉の研究・開発が進められて具体化し、陸軍省からの交付によって、関東軍では遅くとも1937年から〈防諜器材〉の使用が開始され、さらに、〈諜報器材〉の使用も同年からはじまった。そして、1937年7月、日中全面戦争の開始によって華北に新設された北支那方面軍では1938年3月から〈諜報器材〉を使用しはじめ、同年7月の張鼓峰事件以降は朝鮮軍でもこれを使用しはじめたのである。

こうした状況を受けて、陸軍省は、1938年5月から6月にかけてこれらを正式に採用して「防諜用諸器材名称及符号表」（1938年5月28日調整）と同追加其一（同年6月28日）に整理して、今後はこの符号表を使用して連絡することを参謀本部・関東軍・北支那方面軍・朝鮮軍に通牒し、以後、これに基づく陸軍省による交付（配備）がはじまった。陸軍省によって〈防諜器材〉と〈諜報器材〉を軍の装備品として正式に取り扱うスキームがはじめて構築されたのである。そして、1936年10月から陸軍科学研究所第二部第四班となった篠田班には、1937年度にはじめて工員4名が配置され、1938年度になると傭人・工員は計11名に増強された。これは、〈防諜器材〉や〈諜報器材〉の需要に対応するための措置とみられる。以上は、秘密戦器材研究・開発の第二段階である。

そして、1939年になるとさらに一段階エスカレートして、〈謀略器材〉が具体化する。1939年1月、陸軍省はこれを〈諜報器材〉とともに「謀略及諜報用諸器材名称並符号表 其一」（1939年1月26日調整）に総括・整理して正式な軍の装備品として取り扱い、それらの製造は陸軍

科学研究所が担当した。以後、陸軍省による〈謀略器材〉の交付（配備）がはじまったが、それらは陸軍科学研究所第二部第四班のち登戸出張所が製造・調達した。つまり、陸軍省軍務局軍事課の主導によって1939年9月に登戸出張所が設置されたことにより、秘密戦器材の製造・調達体制も整備されていったといえる。さらに、1939年は〈宣伝器材〉の開発が進み、同年末には「せ号車」が誕生して関東軍に交付（配備）され、また、1940年以降には「せ弾」も実用化されて関東軍や支那派遣軍に交付（配備）された。以上は、秘密戦器材研究・開発の第三段階である。

こうした実態から、陸軍科学研究所において秘密戦器材の研究・開発がはじまった1927年4月から、1941年12月のアジア太平洋戦争開戦までの時期を対象にした秘密戦器材の時期区分を示すと、次のようになる。

第1期：1927年4月から1935年10月まで

陸軍科学研究所において秘密戦器材の基礎研究が行われ、〈諜報器材〉が試作された時期。また、1935年10月には昭和天皇が〈諜報器材〉を視察した。

第2期：1935年11月から1938年12月まで

陸軍科学研究所における〈防諜器材〉・〈諜報器材〉の研究・開発が進展し、陸軍省による交付（配備）がはじまるとともに、1938年5月から陸軍省がこれらを軍の正式な装備品として取り扱いはじめた時期。この時期は、陸軍科学研究所における〈防諜器材〉と〈諜報器材〉の製造・調達体制が確立した時期でもある。

第3期：1939年1月から1941年12月のアジア太平洋戦争開戦まで

陸軍科学研究所が研究・開発した〈謀略器材〉が具体化し、1939年1月に陸軍省はこれを〈諜報器材〉とともに軍の正式な装備品として取り扱い、陸軍省による交付（配備）がはじまった時期。この時期は、陸軍省軍務局軍事課の主導によって1939年9月に陸軍科学研究所登戸出張所が設置されて秘密戦器材の需要に応じた製造・調達体制が整備されていった時期であり、「せ号車」や「せ弾」といった〈宣伝器材〉が誕生して交付（配備）されはじめた時期でもある。また、1941年6月に陸軍技術本部第九研究所（登戸研究所）が誕生するにいたる。

ここで、第3期の終わりをアジア太平洋戦争開戦までに設定した理由は、従来対ソ戦を想定して進めてきた陸軍の兵器開発が対南方へと一大転換を余儀なくされるにいたったからであり⁽⁷⁴⁾、これは秘密戦器材についても同様と考えるからである。

最後に、本稿の検討によって判明した特徴点を簡潔に整理しておきたい。まず、陸軍科学研究所第一部第五班・同第二部第四班や登戸出張所は、秘密戦器材の研究・開発だけでなく、それらの製造・調達や出先軍にたいする取扱方法の教育も担当しており、篠田工兵大佐は秘密戦器材について関東軍と調整する窓口的な役割を果たしていたことが明らかになった。

そして、秘密戦器材は他の陸軍兵器や装備品と同様に、対ソ戦を想定したものだった。その研究・開発は陸軍省の主導によって計画的に進められ、陸軍兵器行政の枠組みから外れた特別な扱いによって極秘裏に採用が決定されるとともに⁽⁷⁵⁾、陸軍省によって製造・交付（配備）が決定・遂行されていたのである。一方、試製一式宣伝弾・試製一式投下宣伝弾・二式投下宣伝弾については、陸軍技術本部や陸軍航空本部が研究・開発したが、これは砲弾や投下弾（爆弾）を所管する部署に担当させた方が効率的との判断があったと思われ、これらについては陸軍兵器行政の枠組みのなかで取り組まれたのである。

さらに、秘密戦器材の研究・開発の結果は「諜報，防諜及謀略資材ニ関スル研究報告」という形でまとめられ、参謀総長・陸軍省兵器局長・関東軍司令官に限定報告されていたことが明らかになったが、関東軍司令官に報告されていた点は秘密戦器材は対ソ戦用の兵器であることを、また、参謀総長・陸軍省兵器局長宛に提出されていた点はその研究・開発は陸軍中央の承認のもとに遂行されていたことを示すものである。

以上のことから、秘密戦器材の研究・開発・採用・製造・交付（配備）は、陸軍科学研究所が単独で細々と取り組んでいたのではなく、それらは、秘密戦の指針や定義を定めた参謀本部の基本方針に基づき、陸軍省の主導と管理・統制のもとに推進されたという結論を導き出すことができる。こうした実態・経緯があることから、戦争の拡大とともに組織も拡大され、陸軍科学研究所第二部第四班と登戸実験場は、1939年9月に陸軍省軍務局軍事課の主導によって陸軍科学研究所登戸出張所に統合され、さらにこれは1941年6月に陸軍技術本部第九研究所（登戸研究所）へと独立・発展していくことになるのである。

本稿の検討内容は以上だが、今回の検討は秘密戦器材に関する実証的研究の第一歩に過ぎず、まだわからないことも多い。「防諜用諸器材名称及符号表」と同追加其一、「謀略及諜報用諸器材名称並符号表 其一」以外の符号表は確認されておらず、全体像を解明する課題が残されている。また、今回は、1937年11月に設置された参謀本部第二部第八課（謀略課）を含む陸軍中央による秘密戦器材に関する要望と評価、後方勤務要員養成所や陸軍中野学校との関係などについては言及できなかった。さらに、秘密戦器材に関する時期区分のうち、第4期については、差し当たっては1941年12月のアジア太平洋戦争開戦から1945年8月の敗戦までとするのが妥当ではないかと考えているが、今後実証的に検討していく必要があるだろう。以上の点も含め、今後新たな資料が発掘され、実態解明が進むことを期待して本稿を終えることにしたい。

【資料1】 陸軍省「諜報用諸器材名称及符号表」（1938年5月28日調整）に示された秘密戦器材

防諜用諸器材名称および符号表

1. 秘密インキおよび同発見用ならびに鑑識用器材

名称	型式	符号 (文電両様)	適用
秘密「インキ」		ヒイカト	諜者用
夜光鉛筆		ヒロワヘ	諜者用
夜光鉛筆照明用 懐中電灯		ヒハラホ	紫外線フィル ター共
科研製特殊通信 紙		ヒニルニ	
秘密インキ発見 用顕出薬剤およ び器具一式		ヒホヌハ	
紫外線鑑識器	携帯用	ヒヘリロ	小型
	キャロネッ ト型	ヒトチイ	大型鑑識専用
特殊万年筆		ヒチクナ	筆記用インキ 及び秘密イン キ両用
ルーペ	八倍用	ヒリオネ	
	二十倍用	ヒヌノツ	
	三十倍用	ヒルキソ	
指紋押捺および 検出器具一式		ヒヲウレ	検出用薬剤共
指紋拡大装置		ヒワナタ	
犯人鑑別用鏡		ヒカラヨ	

2. 封筒開封および検閲用諸器材

名称	型式	符号 (文電両様)	適用
科研製特殊封筒	大型	フィナカ	二重封筒
	中型	フロネワ	同
	小型	フハツヲ	同
特殊封緘紙		フニソル	
科研製第一号糊		フホレス	
封蠟型取用石膏		フヘタリ	
封蠟加熱器		フトヨチ	
開封用ナイフ		フクテク	各種
封筒透写用取枠		フリエオ	赤外線フィル ター共
湿槽		フヌコノ	開封用電気恒 温恒湿槽
切開器		フルフキ	機械的開封器
加熱湿潤砂箱		フヲケウ	開封用電気加 熱器および真 鍮製箱共
湿潤砂箱		フワマム	開封用木製 常温用
電気アイロン		フカヤラ	ベスト型
X線装置		フヲシト	梱包その他一 般検閲用 透視および写 真機撮影両用
膠着剤類別用 薬剤一式		フタミハ	

3. 写真用諸器材

名称	型式	符号 (文電両様)	適用
ライカカメラ		シイカヘ	一般および複 写用
引伸器		シロワホ	ライカ用 ライツ・ファ コマート
焼付器		シハラニ	四ツ切プリン ター
諜者用カメラ	一号型 (箱型)	シニルハ	
	二号型 (バンド型)	シホヌロ	
	三号型 (巻煙草入 型)	シヘリイ	
	四号型 (ライター 型)	シトクネ	
	五号型 (□型)	シチオツ	
	六号型 (ステッキ 型)	シリノソ	
複写装置		シヌ井 〔キ〕レ	ライカ万能複 写装置II型
携帯用複写装置		シルウタ	補助レンズ共
接写装置		シヲムヨ	実物1/1.5, 1/2, 1/3撮影 用
16ミリ撮影機		シワシエ	シネコダック K型
16ミリ映写機		シカミコ	コタスコープ L型
諜者用8ミリ 撮影機	皮鞆型	シヨメフ	シネコダック 25型
	トランク型	シタユケ	固定焦点式
8ミリ映写機		シレキマ	コダスコープ 80型
市販超小型カメ ラ		シソサヤ	ミゼット, ミ ニイフェック ス, ポルタピッ トカメラ等
特殊自動撮影装 置		シツトワ	オートラム装 置およびロ ボットカメラ 使用
フィルム簡易読 取装置		シネヘヲ	複写ネガフイ ルム読取用
物質比較顕微鏡		シナホル	写真撮影装置 付
ルミノホン		シラニタ	複写用夜光板

遠距離操作用撮影装置	長レリーズ式	シムハリ	
	ライカカメラ用	シウロチ	
エレクトロコッピースト	携帯用Ⅲ型	シキナオ	小型
	携帯用Ⅵ型	シノネノ	大型
裁断器		シオツキ	四ツ切印画紙切斷用
望遠レンズ		シクソウ	ライカカメラ用 デリケート K 45 20cm
印画紙乾燥機		シヤレム	
青写真焼付器		シマタラ	

4. 特殊器材

名 称	型 式	符 号 (文電両様)	適 用
諜者用放火剤		ホイシエ	即時および時 限用
諜者用催涙剤		ホロミコ	偽装各種
諜者用クシャミ剤		ホハメフ	同上
諜者用発煙剤		ホニユケ	同上
特殊トランク		ホホキマ	秘密文書焼却 用
変装用具	髭	ホハサヤ	
	髻	ホトクネ	
	帽子	ホチオツ	
	衣類	ホリノソ	
	特殊化粧品	ホヌキレ	

5. 電氣的諸器材

名 称	型 式	符 号 (文電両様)	適 用
有線電話拡声器		テイアマ	
有線電話録音機		テロサケ	特殊マイクロ ホン録音器共 通
二十回線自動交換器		テハキフ	
二十五回線自動交換器		テニユコ	
三十回線自動交換器		テモメエ	
特殊増幅器		テヘミテ	
特殊マイクロホン		テトヤム	
電気蓄音機		テチマウ	
嘘発見器		テリケキ	ライ・ディテ クター
電気錠		テヌフノ	
特殊金庫		テルコオ	電氣的開閉, 警報および防 盜装置付

電撃器		テヲエタ	電氣的犯人検 束器
ユニバーサル・ナスター		テヲラタ	

6. 光学的諸器材

名 称	型 式	符 号 (文電両様)	適 用
ステッキスコープ		コイスメ	

防諜用消耗品, 雑品名称および符号表

名 称	型 式	符 号 (文電両様)	適 用
現像タンク		サイコエ	ライカ用 35 ミリフィルム 用
天秤		サロケウ	上皿天秤, 1 kg 秤量
バット	キャビネ	サハクイ	磁性
	四ツ切 全紙	サニキア サホソケ	磁性 珪瑯引
現像用二重バット	キャビネ	サハセク	ステンレス・ スチール製
	四ツ切	サトスキ	同上
メスシリンダー	100cc	サチシカ	
	500cc	サリトセ	
	1,000cc	サステス	
鉄製三脚		サルツシ	
アスベスト金網		サヲチサ	
ガスランプ		サワノチ	
アルコールランプ		サカネツ	
現像用時計		サヨヌチ	
温度計		サタニタ	-20~ +100℃
乾電池	屋井 B 二号	サレホネ	
	平角三号	サソヘヌ	
録音盤		サツフニ	吹込盤
レコード針	高音	サネヒナ	コロンビアま たはビクター
	中音	サナモヘ	同上
	低音	サラメフ	同上
全光電球		サムムヒ	複写装置照明 用 60 W
暗室電球	茶電球	サウミハ	
	赤電球	サキヨメ	
指紋拡大装置電球		サノエム	活動写真映写 用電球 500 W
石膏		サオユミ	対蠟型取用

乾板	普通乾板	サクキマ	キャビネ, 富士, さくら, オリエンタル, イーストマン, アグファ社製品等
	整色性乾板 (オークソローム)	サセロエ	同上
	金藍色性乾板 (パンクロ)	サマレユ	同上
	プロセス乾板	サケルキ	同上
	プロセス・パンクロ乾板	サフリヤ	同上
	赤外乾板	サコヨレ	同上
フィルム	ライカ用パンクロ	サエエル	さくら, オリエンタル, コダック, アグファ社製品等
	ライカ用オーソクローム	サテユリ	同上
	35ミリポジフィルム	サアキラ	同上
	16ミリパンフィルム	ササモエ	さくら, コダック製品等
	16ミリSSパンフィルム	サキメユ	同上
	8ミリフィルム	サユムキ	さくら, コダック, ゲバルト社製品等
印画紙 (ガスライト紙)	OK, 日の出, 利根, アゾ, ヴェロックス等	サメミヤ	キャビネ密着用
		サミホメ	四ツ切密着用
印画紙 (クロロプロマイド紙)	ブライト, さくら, オバル等	サシヘム	キャビネ密着引伸両用
印画紙 (プロマイド紙)	オリエンタル, 富士, PMC, プロビラ等	サエフミ	キャビネ引伸用
	同上	サヒヒマ	四ツ切引伸用
コンマーシャルペーパー		サモノヘ	複写用四ツ切
レントゲンフィルム	さくら, 富士, コダック等	サセネフ	四ツ切
レクチグラフ・ペーパー	オリエンタル社製	サスヌヒ	高速複写用
エレクトロ・コピースト用印画紙	Ⅲ型用	サアニハ	22 m巻
	Ⅵ型用	サイトネ	20 m巻
メトール		サウテタ	写真用
ハイドロキノン		サエツニ	写真用
無水炭酸ソーダ		サオチナ	写真用

無水亜硫酸ソーダ		サカソテ	写真用
臭素カリ		サキセツ	化学用純
ハイポ		サクスチ	次亜硫酸酸ソーダー写真用
メタ・カリ		サケシタ	異性重亜硫酸カリ 化学用
明礬末		サココセ	化学用純
クローム明礬		ササケス	同上
硼砂		サシクシ	同上
氷醋酸		サスキサ	同上
塩化アンモニア		サセオケ	同上
アルコール		サソエク	同上
過マンガン酸カリ		サタウキ	同上
重クロム酸カリ		サチイカ	同上
硫酸		サツオソ	同上
重亜硫酸ソーダ		サテエセ	同上
苛性ソーダ		サトウス	同上
赤血塩		サナイシ	同上
昇汞		サニアサ	同上
焦性没食子酸		サヌコト	同上
試薬瓶	500cc	サネケテ	細口
	1,000cc	サノクツ	同上
	1,500cc	サハキチ	同上

電氣的諸器材付属品名称および細別符号表
〔略〕

出典：陸軍省調整「防諜用諸器材名称及符号表」
1938年5月28日（陸軍省兵器局機械課起案
「防諜用諸器材略符号使用ノ件」1938年6月
4日、『密大日記』1938年第14冊所収、ア
ジア歴史資料センターホームページ掲載資料
Ref.C01004541700）より作成。

【資料2】陸軍省「諜報用諸器材名称及符号表 追加其一」（1938年6月28日調整）に示された秘密戦器材

写真用諸器材名称及符号表追加其一

名 称	型 式	符 号 (文電両様)	適 用
室内用(写場用)暗箱	四つ切り暗箱	シケテミ	□動式
携帯用組立暗箱		シフエメ	三段伸 カビネ
暗箱付属品	レンズ	シココユ	
	ソルントン式シャッター	シエフキター	
	ゴム球	シテケサ	
	日除	シアマア	
	三脚	シサミス	
	取枠	シキメセ	
	中枠	シユユモ	
照明器(投光器)		シメキヒ	
フィルター	ラッテンヌ(国産品) K ₁ (淡黄色)	シミサエ	角型または丸形
	K ₂ (黄色)	シシイリ	同上
	X ₁ (淡緑色)	シエロヌ	同上
	X ₂ (緑色)	シヒハル	同上
	G(濃黄色)	シモニヲ	同上
	A(極赤色)	シセホワ	同上
	C ₅ (青色)	シスヘカ	同上
	F(濃赤色)	シアヨム	同上
フィルターホルダー		シイタウ	角型または丸形
閃光器		シウレキ	
閃光電球反射器		シエソノ	
暗室用安全ランプ		シオツオ	
乾板洗浄器		シカネク	カビネ 二打用
焼枠		シキヤサ	
修正用具一式		シクマキ	
印画自動水洗器		シケケユ	
艶出乾燥器		シコフメ	
セルフタイマー		シサコミ	
露出計		シシエシ	光電池式
距離計		シスチロ	

ライカ原板検査ルーペ		シセリハ	
------------	--	------	--

五. 電氣的諸器材名称及符号表追加其一

名 称	型 式	符 号 (文電両様)	適 用
ラジオ		テカムレ	

防諜用消耗品雑品名称及符号表追加其一

名 称	型 式	符 号 (文電両様)	適 用
閃光粉		サヒカヌ	
閃光電球		サフソノ	
原板掛		サヘセネ	一打掛
セルロイド製焼形マスク		サホスヌ	各種
立バット		サマシニ	カビネ 一打入
電工具一式		サミサナ	

電氣的諸器材付属品名称及細別符号表追加其一

有線電話拡大器及自動交換器付属品細別 配線ノ部〔略〕

出典：陸軍省「防諜用器材名称及符号表 追加其一」1938年6月28日調整（陸軍省兵器局機械課起案「防諜用諸器材略符号表追加配賦ノ件」1938年7月6日、『密大日記』1938年第14冊所収、アジア歴史資料センターホームページ掲載資料 Ref.C01004541700）より作成。

【資料3】陸軍省「謀略及諜報用諸器材名称並符号表 其一」（1939年1月26日調整）に示された秘密戦器材

1. 破壊・殺傷用諸器材・時限装置・自衛用機材

名 称	型 式	符 号	適 用
缶詰式		ハイカイ	
大型ブリキ缶式		ハロキウ	コーヒー缶, 菓子缶等に偽装 時限装置併用
煉瓦型		ハハクエ	
石炭型		ハニケオ	ボイラー破壊用
マグネット式		ハホタシ	レール, 橋梁破壊用 電気点火
レール爆破装置	電気点火	ハヘチス	電氣的爆破用
殺傷用			
缶詰式		ハトツセ	即時用
水筒式		ハチテソ	同上
自衛用			
缶詰式		ハリハニ	小型缶詰に偽装 即時用
チューブ式		ハヌヒヌ	即時用
時限装置			
一号型	24時間捲	ハルフネ	電氣的時限装置
二号型	12時間捲	ハラヘノ	同上
三号型	5時間捲	ハワヤミ	同上
四号型	1分ないし30秒	ハカキム	

2. 放火用器材

名 称	型 式	符 号	適 用
C剤一号	即時用 時限用	カアコエ カイケウ	塩剤系
C剤二号	即時用	カウクイ	ベンゾール系
C剤三号	即時用 時限用	カエキア カオトセ	テルミット系
手擲式放火剤		カカテス	黄燐系
薬瓶放火剤		カキツシ	
石鹼型放火剤	即時用 時限用	カクチサ カケホネ	特殊点火瓶併用
煉瓦型放火剤		カコヘヌ	

3. 諜者用火器・凶器類

名 称	型 式	符 号	適 用
特殊ピストル	シャープペンシル型 万年筆型	キイアカ キロイキ	実包共
拳銃用消音機	シャープペンシル型拳銃用 十四年式拳銃用 モーゼル型拳銃用 ブローニング型拳銃用	キハウク キニエケ キホオコ キハサタ	

噴射ピストル	万年筆型 名刺入型	キトシチ キチスツ	
--------	--------------	--------------	--

4. 化学的器材

名 称	型 式	符 号	適 用
諜者用催涙剤	煙草型 ライター型 チツク型 乾電池型 ピストル用	サアソオ サイセエ サウスウ サエシイ サオサア	両切式
諜者用クシャミ剤	煙草型 ライター型 チツク型 乾電池型	サカトコ サキテケ サクツク サケチキ	
諜者用発煙剤	円筒型	サコタカ	
特殊毒物		ササノソ	毒殺用
麻醉剤		サシネセ	

5. 無線・有線電話電信機

名 称	型 式	符 号	適 用
諜者用小型無電機		ムイアタ	送受信機
有線窃話用器材	一式	ムロイチ	
直視型周波数分析器	一式	ムハウツ	
秘密電話分析装置	一式	ムニエテ	
秘密電話分析器	一式	ムホオト	
帯域変動秘密電話分析器	一式	ムヘカナ	
電送写真受写分析装置	一式	ムトキニ	
超高速電通信受信装置	一式	ムチクス	
携帯用方向探知機	一式	ムリケネ	
搬送式電話傍受分析装置	一式	ムヌコノ	

6. 河川渡渉材料

名 称	型 式	符 号	適 用
渡渉衣		スイヨレ	着衣のまま渡渉可能
携帯用浮囊舟		ヌロエル	
マント型浮囊		ヌハユリ	

7. 偽計工作材料

名 称	型 式	符 号	適 用
擬砲音	単発	ケアヤリ	
擬機関銃音	十発付	ケイキル	
擬銃音	五発付	ケウユレ	
擬砲火	二発付	ケエエロ	
擬銃火	五発付	ケオハミ	
擬砲煙	二発付	ケカヒム	
擬銃煙	五発付	ケキフメ	

8. 宣伝・後方擾乱用器材

名 称	型 式	符 号	適 用
宣伝用風船		セイロヨ	
同 付属品		セロレエ	
水素ポンプ		セハユル	
水素製造装置一 式		セニキリ	
移動可搬式印刷 機一式		セホヤラ	
宣伝用拡声器		セヘホモ	
宣伝用アドバ ルーン		セトヘメ	
スカイ・サイン 装置		セチフム	

9. 望遠写真用器材

名 称	型 式	符 号	適 用
望遠レンズ	テリキート 20cm	トアラマ	F 4.5
	アストロ 80cm	トイリミ	F 5
	アストロ 50cm	トウルム	F 5
	テレゾナー 18cm	トエレメ	F 2.8

10. 変装用具

名 称	型 式	符 号	適 用
ひげ 髭		ヘイラハ	
あごひげ 顎鬚		ヘロリヒ	
まげ 鬚		ヘハルフ	
黒子・痣着色剤		ヘニレヘ	
文身着色剤		ヘホロホ	
変装用入歯		ヘヘヤナ	
火傷痕および手 術痕付着剤		ヘトキニ	
変装用化粧品		ヘキユタ	
つけこぶ 付瘤		ヘリエネ	
長身具		ヘヌヨノ	
美眼器		ヘルマタ	二重瞼整形器
脱毛剤		ヘヲミチ	

出典：陸軍省「謀略及諜報用諸器材名称並符号表
其一」1939年1月26日調整（陸軍省兵器局
機械課起案「謀略及防諜用諸器材略符号使用
ノ件」1939年2月13日、『密大日記』1939
年第11冊所収，アジア歴史資料センターホ
ームページ掲載資料 Ref. C01004658600）より
作成。

〔注〕

- (1) 伴繁雄・篠田鎌「登戸研究所の秘密」, 日本兵器工業会編『陸戦兵器総覧』(図書出版社, 1977年)。以下これによる。
- (2) 陸軍科学研究所『陸軍科学研究所歴史 卷之三』(1933年度～1937年度)の1937年度の記事による。防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵。
- (3) 山田愿蔵元技術少佐の手記, 伴繁雄『陸軍登戸研究所の真実』(芙蓉書房, 2001年)117頁。
- (4) 『御署名原本』1939年所収, 国立公文書館所蔵(Ref.A03022388100)。この資料は, アジア歴史資料センターホームページから閲覧可能である。以下の注では, カッコ内にそのレファレンスコードを記載する。
- (5) 陸軍省軍務局軍事課起案「陸軍科学研究所出張所ノ名称及位置ニ関スル件」1939年9月16日, 『密大日記』1939年第1冊所収(Ref.C01004565200)。この資料を含む以下の注記に示す日本軍資料の原本は, 特に断らない限り, 防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室が所蔵している。なお, 「陸密」号は陸軍における秘密事項に属する令達に用いられたものである(軍事機密事項の場合は「陸機密」号, 秘密以外は「陸普」号により令達された)。
- (6) 前掲「登戸研究所の秘密」。
- (7) 伴繁雄「秘密兵器を作った登戸研究所」(『歴史と人物』第110号, 1980年10月)。
- (8) 東京地方裁判所「鑑定人選定ニ関スル件」1928年4月10日/12日, 『永存書類乙輯』1928年第3類第1冊所収(Ref.C01006204200)。
- (9) 陸軍省軍務局軍事課起案「将校海外駐在ノ件」1929年11月12日, 『永存書類乙輯』1929年第1類所収(Ref.C01006211400)。
- (10) 参謀本部「課報宣伝勤務指針」1928年2月, 1～3頁(Ref.C14010456000)。この資料の目的について, 参謀次長・南次郎中将は, 序文で, 「本指針ハ課報, 宣伝ニ関スル勤務遂行上ノ着眼並其用意等ニ就テ一般普遍ノ通則ヲ教示シ此種勤務ニ従事スル者ノ為ニ執務ノ準繩ヲ与フルヲ目的トス」と記している。
- (11) 同前29頁。
- (12) 「昭和七年八月～昭和八年三月 参謀総長に対する申告書」(Ref.C15120328300)。
- (13) 篠田鎌「陸軍と特殊塗料」(『顔料塗料印刷インキ』第8巻第1号, 1934年1月)。
- (14) 国立国会図書館ホームページ掲載情報による。2020年5月10日アクセス。
<https://ndlonline.ndl.go.jp/#!/detail/R300000001-I000010620965-00>
- (15) 篠田鎌「纖維素誘導体溶液の光学的研究(第1報)」(『纖維素工業』第10巻第3号, 1934年3月), 同「醋酸纖維素の吸湿性に就て」(『纖維素工業』第10巻第5号, 1934年5月), 篠田鎌・稲垣英吉「ベンジル・マンナンに就て」(『纖維素工業』第11巻第6号, 1935年6月), 同「ドーブ用アセチル・セルローズの粘度測定法」(『纖維素工業』第12巻第8号, 1936年8月), 同「ニトロ・セルローズの粘度について」(『纖維素工業』第12巻第9号, 1936年9月), 同「ドーブ用アセチル・セルローズの粘度測定法: 補遺」(『纖維素工業』第12巻第10号, 1936年10月), 同「アセチル・セルローズの粘度と塗料被膜の機械的性質」(『纖維素工業』第12巻第12号, 1936年12月)。なお, 篠田は, 稲垣との連名の論文も含め, 所属を陸軍科学研究所と記している。
- (16) 前掲『陸軍登戸研究所の真実』60頁。
- (17) 「陸機密第一三六号 昭和九年度陸軍軍需動員計画令」の付表13「戦時緊急完了ヲ要スヘキ研究並審査事項一覧表」。この資料は, 陸軍省整備局統制課起案「昭和九年度陸軍軍需動員計画令ノ件」1933年12月5日/16日/19日(『陸機密大日記』1934年第1冊2分冊の2所収。Ref.C01005373500)に収録されている。
- (18) 「陸機密第一二〇号 昭和十年度陸軍軍需動員計画令」の付表14「戦時緊急完了ヲ要スヘキ研究並審査事項一覧表」。この資料は, 陸軍省整備局統制課起案「昭和十年度陸軍軍需動員計画令ノ件」1934年11月21日/24日(『陸機密大日記』1936年第2冊2分冊の1所収。Ref.C01007612500)に収録されている。
- (19) 「陸機密第一一七号 昭和十一年度陸軍軍需動員計画令」(1935年11月30日)の付表8「戦時緊急完了ヲ要スヘキ研究並審査事項一覧表」。この資料は, 陸軍省整備局統制課起案「昭和十一年度陸軍軍需動員計画令ノ件」1935年11月30日(『陸機密大日記』1936年第2冊2分冊の1所収。Ref.C01007613400)に収録されている。
- (20) 陸軍技術本部「昭和十一年度軍需動員計画臨時修正要領」(日付なし)の付表第1「戦時緊急完了ヲ要スヘキ研究並審査事項一覧表」。この資料は, 陸軍省技術本部第一部『昭和十一年一月以降 動員ニ関スル書類綴』に収められている(Ref.C12121487200)。なお, 「理化学的特殊兵器」の各装置については, 齊藤有「秘密特殊研究」(前掲『陸戦兵器総覧』)を参照のこと。
- (21) 「特技第五七号 資材展覧説明言上案(特殊兵器ノ部)」, 三嶋少佐『説明言上案綴』所収(Ref.C13071088200)。

- (22) 陸軍技術本部「天覧資材品目及陳列並実演要領」1935年9月(Ref.C13071088000)。
- (23) この行幸を記録した陸軍技術本部謹輯『栄光 陸軍々需資材展覧記念写真帖』1935年(松野所蔵)には、「試製 諜報勤務材料」に関する記載はみられなかった。秘匿していると思われる。
- (24) 前掲『陸軍科学研究所歴史 卷之三』の1935年度の記事による。
- (25) 陸軍技術本部「陸軍科学研究所事務分掌規程中改正ノ件」1935年9月26日／10月24日、『密大日記』1936年第1冊所収(Ref.C01004139400)。なお、この件を9月26日に寺内陸相に上甲した陸軍技術本部長・久村種樹中將は、その理由について、化学兵器の研究・開発を担当する第二部に化学工芸に関する事項を合併することにより「兩者ノ有スル化学知識並經驗ヲ彼此融通スルコトニヨリ国軍ノ要望スル權威アル化学兵器並化学工芸ニ関スル事項ノ研究ヲ為スヲ必要トスルニ依ル」と説明している。
- (26) 前掲『陸軍科学研究所歴史 卷之三』の1936年度の記事による。なお、1937年6月現在、草場季喜工兵少佐は、第一部第二班に所属している(「第一部編成表」1936年6月、『陸軍科学研究所歴史 卷之三』所収)。
- ところで、戦後、旧陸軍科学研究所の化学兵器関係者は、第二部についての記載において、篠田工兵中尉の第五班の存在を無視している。例えば、久村種樹元中將らによる化学兵器関係者編「本邦化学兵器技術史年表」(1957年1月稿、同年2月厚生省引揚援護局史料室複写。常石敬一氏提供)では、1936年8月時点の第二部は第一班から第四班で編成され、第四班の班長は「三浦軍医正」と記しており、篠田工兵中尉を班長とする班については記載がない(25～26頁)。正しくは第五班(衛生班)の班長が三浦正義軍医正なのだが、篠田工兵中佐の第四班の存在を意図的に落としている。これは、化学兵器関係者は、篠田工兵中佐の第四班をいわば継子扱いしていたことを示すものであろうか。
- (27) 「自昭和十一年一月至昭和十一年十二月陸軍科学研究所第二部調査研究現況調査」、『陸軍科学研究所歴史 卷之三』別冊所収。
- (28) 関東軍「防諜器材支給方ノ件」1936年12月23日／1937年1月14日、『満受大日記』1937年第23冊の内其3所収(Ref.C01003221200)。同「防諜器材交付ノ件」1937年1月25日／2月9日、『満受大日記』1937年其3 2分冊の1所収(Ref.C04012486200)。
- (29) 関東軍「器材調弁並交付ノ件」1937年4月7日／6月15日、『満受大日記』1937年第15号所収(Ref.C01003270800)。
- (30) 関東軍「化学的防諜実験ニ関スル經費令達方ノ件」1937年10月12日／11月10日／12月1日、『満受大日記』1938年其1冊所収(Ref.C04012596100)。以下これによる。
- (31) 陸軍省兵務局兵務課起案「時局ニ伴フ軍機保護及防諜ニ関スル件」1937年9月3日、『陸支密大日記』1937年其4所収(Ref.C04120002600)。以下これによる。
- (32) 陸軍省副官「軍需動員実施ニ伴フ審査促進ノ件」1937年10月14日、『陸支密大日記』1937年第1冊 2分冊の2所収(Ref.C01005639800)。
- (33) 陸軍省兵務局兵務課起案「科学研究所ヨリ技師一名関東軍ニ派遣ノ件」1938年1月18日／2月1日、『密大日記』1938年第4冊所収(Ref.C01004434400)。
- (34) 北支那方面軍「防諜機関用器材交付ノ件」1938年3月10日／15日／19日、『陸支密大日記』1938年其18所収(Ref.C04120363400)。
- (35) 陸軍省兵器局機械課起案「防諜用諸器材略符号使用ノ件」1938年6月4日、『密大日記』1938年第14冊所収(Ref.C01004541700)。この起案文書は陸軍省兵器局機械課が起案し、兵器局長・木村兵太郎少將が最終決裁したが、「依命通牒」とあるように、この通牒は陸軍大臣・板垣征四郎中將の委任を受けて出されたものである。
- (36) 前掲『陸軍登戸研究所の真実』48頁。
- (37) 陸軍省兵器局機械課起案「防諜用諸器材略符号表追加配賦ノ件」1938年7月6日、『密大日記』1938年第14冊所収(Ref.C01004541700)。この決裁文書は陸軍省兵器局機械課が起案し、兵器局長・木村兵太郎少將が最終決裁している。
- (38) 陸軍は1929年5月に、窒息剤のホスゲン(あを一号)、びらん剤のフランス式製造法硫黄マスタード(きい一号)、催涙剤のクロロアセトフェノン(みどり一号)と臭化ベンジル(みどり二号)、発煙剤のトリクロロアルシン(しろ一号)を化学兵器として制定した(陸軍技術本部起案「化学兵器制定ノ件」1929年4月5日／5月7日、吉見義明／松野誠也編・解説『毒ガス戦関係資料Ⅱ』不二出版、1997年所収)。さらに、陸軍は、1933年3月に、びらん剤のルイサイト(きい二号)とくしゃみ剤のジフェニルシアンアルシン(あか一号)を追加制定した(陸軍

- 省副官「化学兵器追加制定ノ件」1933年3月24日、同前所収。
- (39) 陸軍科学研究所『科研雑報第二四一号／化学兵器参考第六九号 警務用瓦斯と其武器』（1930年8月30日調整）。国立国会図書館所蔵。
- (40) 井上尚英『生物兵器と化学兵器』（中公新書、2003年）109頁。
- (41) 警視庁「催涙噴射具借用方ニ関スル件」1930年5月8日／15日、『永存書類乙輯』1930年第2類第3冊所収（Ref.C01006358100）。
- (42) 朝鮮軍「防諜器材調弁並特別支給ノ件」1938年7月13日／30日、『密大日記』1938年第15冊所収（Ref.C01004545100）。以下これによる。
- (43) 防衛庁防衛研修所戦史室編『戦史叢書 大本営陸軍部〈1〉』（朝雲新聞社、1967年）573頁。
- (44) 前掲「諜報宣伝勤務指針」30～31頁。
- (45) 同前49頁。
- (46) 陸軍省兵器局機械課起案「謀略及防諜用諸器材略符号使用ノ件」1939年2月13日、『密大日記』1939年第11冊所収（Ref.C01004658600）。これは陸軍省兵器局機械課が起案し、兵器局長が最終決裁（主務副官代理決裁）したが、「依命通牒」とあるように、これは陸軍大臣・畑俊六大将の委任を受けて出されたものである。
- (47) 前掲『陸軍登戸研究所の真実』77頁。
- (48) 前掲「登戸研究所の秘密」。なお、前掲「秘密兵器を作った登戸研究所」にもこれとほぼ同じ一文がみられる。
- (49) 陸軍省兵器局機械課起案「教育用器材（調達並）特別支給ノ件」1940年1月23日、『密大日記』1940年第13冊所収（Ref.C01004864700）。以下これによる。
- (50) これは、アジア太平洋戦争末期に登戸研究所が総力を挙げて開発し、実戦投入された「ふ号兵器」（風船爆弾）＝「戦略的後方攪乱兵器」（山田朗『近代日本軍事力の研究』校倉書房、2015年、266頁）へと連なる出発点と考えてよいだろう。
- (51) 草場季喜「風船爆弾による米本土攻撃」、前掲『陸戦兵器総覧』。なお、陸軍技術本部第九研究所が陸軍兵器行政本部第九陸軍技術研究所となったのは1942年10月である。草場元少将は第九陸軍技術研究所と書いているが、正しくは、陸軍技術本部第九研究所ではないだろうか。
- (52) 関東軍「謀略及諜報用器材調弁並特別支給ノ件」1938年12月22日／1939年2月16日、『満受大日記』1939年第11号所収（Ref.C01003453800）。以下これによる。
- (53) 前掲『陸軍登戸研究所の真実』165～168頁。このときの講義は、篠田工兵大佐が、①秘密戦兵器（器材）概要（諜報器材、防諜器材、謀略器材、宣伝器材）、②各国の秘密戦機関の組織、機構（特に米・英・ソ・中国の比較）、③憲兵科学装備器材、④「陸軍登戸研究所主要研究項目」、⑤列強の秘密戦の事例と実態を担当し、伴氏が①化学的通信法とその発見法、②郵便検閲法（書信および梱包検閲法）、③事例と実習を担当したという（166～167）。なお、「陸軍登戸研究所主要研究項目」とあるが、これは伴氏が便宜的に記したもので、実際には陸軍科学研究所第二部第四班の研究項目を紹介したのであろう。
- (54) 陸軍省兵器局機械課起案「特殊器材調弁並特別支給ノ件」1940年1月23日、『密大日記』1940年第1冊所収（Ref.C01005959200）。以下これによる。
- (55) 「軍令陸乙第二六号 関東軍勤務令」1940年7月26日。この資料は、参謀本部起案「関東軍勤務令改定ノ件」1940年7月23日／26日／27日に収録されている（『陸満密大日記』1940年第11冊所収。Ref.C01003601800）。なお、関東軍勤務令とは「関東軍諸部隊勤務ノ要綱ヲ規定スルモノ」である。
- (56) これら14点のうち、「カオトセ」＝放火用器材C剤三号（時限用）以外の〈謀略器材〉の交付は遅滞したようで、1941年7月3日、吉本関東軍参謀長は木村陸軍次官にたいし、未到着分の「特種兵器」（そこには「カオトセ」以外の13点の謀略器材が含まれる）について「時局柄至急送付」してほしいと要望しているが、その際に「追テ謀略用資料中新ニ必要ナルモノハ別ニ至急指示アリ度」と書き添えている（関東軍「防諜用器材交付時期ニ関スル件」1941年7月3日／8日、『陸満密大日記』1941年第10冊6分冊の1所収。Ref.C01003695200）。これは、陸軍が同年7月7日に開始した対ソ戦準備＝「関特演」（関東軍特種演習）において、謀略の準備を進めていたことを示すものであろうか。
- (57) 陸軍省兵器局機械課起案「科学防諜教育ノ為講師派遣ノ件」1939年12月29日／1940年2月3日、『陸支密大日記』1940年第5号3分冊の2所収（Ref.C04121787400）。以下これによる。
- (58) 前掲『陸軍登戸研究所の真実』174頁。このとき、〈謀略器材〉については缶詰型・レンガ型・チューブ型の各

爆弾、偽騙焼夷筒、散布焼夷筒、焼夷板、黄燐系焼夷剤を、(諜報器材)については秘密インキ、証拠煙滅用特殊通信紙、水可溶性通信紙、耐水用紙、白色蛍光鉛筆(紫外線型)の実験を示したという。また、上海では、上海憲兵隊の協力で、中国製品の偽騙変装資材を購入したという。

- (59) 参謀本部「器材調達並交付(特別支給)ノ件」1941年7月31日/8月13日/9月2日、『陸支密大日記』1941年第39号3分冊の3所収(Ref.C04123346700)。以下これによる。
- (60) 陸軍科学研究所「軍事極秘書類調整、配布方ニ関スル件」1940年12月6日/14日、『密大日記』1940年第18冊所収(Ref.C01004952300)。
- (61) 前掲『陸軍登戸研究所の真実』81～82頁。なお、伴元技術少佐は、この人体実験によって、青酸ニトリルの致死量は約1cc(1g)であり、30分で完全に死に至ったことを確認しており、「青酸カリに比べわずか効果が現れる時間が長い、青酸カリと同じく超即効性であることに変わりがなかった」と記している。
- (62) 前掲「諜報宣伝勤務指針」30～42頁。
- (63) 同前45頁。
- (64) 前掲「登戸研究所の秘密」。
- (65) 関東軍「特殊器材特別支給ノ件」1939年11月21日/12月8日、『陸満密大日記』1940年第1冊所収(Ref.C01005947000)。
- (66) 陸軍省兵器局機械課起案「器材取扱指導者派遣ノ件」1939年12月24日、同前所収(Ref.C01005947000)。
- (67) 陸軍省兵器局器材課起案「特殊器材(調達並)特別支給ノ件」1941年7月4日、『陸支密大日記』1941年第23号3分冊の3所収(Ref.C04123057500)。
- (68) 支那派遣軍「器材取扱指導者派遣ノ件」1940年2月23日/3月27日、『陸支密大日記』1940年第14号4分冊の2所収(Ref.C04121942700)。以下これによる。
- (69) 陸軍省兵器局器材課起案「特殊資材ニ関スル件」1941年7月5日/8日、『陸満密大日記』1941年第10冊6分冊の6所収(Ref.C01003708600)。
- (70) 陸軍技術本部第一研究所「九一式十榴榴弾砲弾薬試製一式宣伝弾試験要報」1941年11月(Ref.A03032161800)。国立公文書館所蔵。以下これによる。
- (71) 陸軍航空本部「宣伝用投下弾研究ニ関スル件」1938年6月2日/18日、『満受大日記』1938年其14所収(Ref.C01003349100)。以下これによる。
- (72) 陸軍省副官「陸密第三一八五号 各種弾薬運搬容器ニ対スル名称記載要領中追加ノ件通牒」1941年10月14日、陸軍技術本部第五研究所「昭和十六年陸(支満)密綴」所収(Ref.C08030016500)。
- (73) 南方軍航空技術部「投下宣伝弾取扱参考」1943年11月23日(Ref.C14010445000)。なお、この資料にある「試製投下宣伝弾」が試製一式投下宣伝弾を指すと考えられる。
- (74) 対ソ戦を想定して開発された陸軍の兵器が南方で使用されたことについて、陸軍科学研究所長や陸軍技術本部長を務め、技術院総裁となった多田礼吉元中将は「資源と共に貧乏な日本では、量を如何に備へんとしても限度がある。そこで軍特に陸軍の戦略として、限定せられた戦場を条件として特殊な科学兵器をその限定したる戦場で、特殊な戦術で運営して、臨機偉大な戦力を発揮する事によって軍の微力を補わんとした。満洲事変以来陸軍は戦場を北満北部に想定して、太平洋戦の開始まで南方作戦を予想せずに、専ら北満の寒帯、広漠な気象地形を対象として、作戦部の要求によつて特殊科学兵器の研究の為に陸軍科学研究所を挙げて専念する事になつてゐた。……特殊の科学兵器研究は陸軍としては北方戦場に対しては相当の期待をかけたものであつたが、急転して思ひもかけぬ南方ジャングルの太平洋戦となつて、研究は凡て徒勞に終つた」と記している(多田礼吉「ありし日の日本軍科学兵器(1)」『化学の領域』第4巻第10号、1950年10月)。また、陸軍兵器行政本部長を務めた菅晴次元中將も、「南方諸地域の戦闘に現出したわが兵器の大部分は、いずれも北満に使用を企図して創造されたもの」だったことから、「心配なことは、北方大陸作戦を目標に研究し、整備した兵器弾薬器材が、炎熱瘴癘の地、島嶼、海洋を主とした南方の地形風土に使用して、はたしてまにあうものだろうかということだったが、これも疑問のまま、研究準備する暇もなくして、開戦に突入してしまつた」、「対米英作戦すなわち南方作戦は兵器的にはほとんど無準備のまま開始された」と記している(菅晴次「第二次大戦間における陸戦兵器の歩み」、前掲『陸戦兵器総覧』)。このように、アジア太平洋戦争の開戦は、陸軍兵器関係者にとっては衝撃的であつたことがわかる。
- (75) 通常、陸軍科学研究所において兵器の研究が完成し、制式(あるいは仮制式)を上申する場合には、審査委員会を設けて審議し、審査報告書が陸軍技術本部長に提出され、同部長から陸軍大臣宛に制式制定(あるいは仮制

式制定)の上甲がなされ、陸軍大臣からの諮問を受けた陸軍軍需審査会における審議の結果、採用が陸軍大臣に覆審されると制式(あるいは仮制式)となり、陸軍造兵廠などで生産に移行されることになる。秘密戦器材(砲弾・投下型の宣伝弾を除く)については、こうしたプロセスを踏んでいないことからみても、陸軍中央が直轄した特別な扱いを受けていたことがわかる。

〔松野 誠也(まつの・せいや)プロフィール〕

博士(史学)。明治学院大学国際平和研究所研究員、特別非営利活動法人科学史技術史研究所研究員。近年の研究に、「関東軍と満洲国軍」(歴史学研究会編『歴史学研究』第949号,2016年10月)、「ノモンハン戦争と石井部隊—関東軍防疫部から関東軍防疫給水部へ—」(歴史科学協議会編『歴史評論』第801号,2017年1月)、「陸軍慰安所における軍紀・風紀についての一考察—慰安所で発生した事件やトラブルの実態—」(中央大学商学研究会『商学論纂』第58巻第5・6号,2017年3月)、「大正期の日本陸軍によるガスマスクの研究・開発について—第一次世界大戦間とその直後の時期を対象に—」(日本科学史学会技術史分科会編集委員会『技術史』第14号・第15号合併号,2018年10月)、「関東軍防疫給水部・関東軍軍馬防疫廠における部隊人数の変遷について」(『季刊戦争責任研究』第91号,2018年12月)、「日本陸軍による液体塩素工業の育成—化学兵器を事例とした軍産関係とデュアルユースの考察」(『科学史研究』第290号,2019年7月)、「新資料が語る日本軍毒ガス戦—迫撃第五大隊『戦闘詳報』に見る実態」(『世界』第923号,2019年8月)、『迫撃第五大隊毒ガス戦関係資料』(不二出版,2019年)、「関東軍防疫部・関東軍防疫給水部と陸軍中央」(『15年戦争と日本の医学医療研究会会誌』第20巻2号,2020年5月)などがある。